

第Ⅲ章 保存管理

名勝天龍峽を適切に保護していくためには、その本質的価値を確実に保存していくことが必要不可欠である。そのため、まず保存管理に関する基本的な考え方を整理した上で、名勝指定時の「説明」及び第Ⅱ章に整理した「自然」、「人文」、「風致景観」に関する各調査成果を踏まえ、名勝天龍峽の本質的価値をあらためて整理し、それに基づいて地区区分を行い、それぞれについて保存管理の方法等を定めることとする。

1 保存管理の基本方針

名勝天龍峽の保護のための第1の柱は、適切な保存管理である。以下では、そのための基本的な方針を挙げる。

(1) 名勝を構成する諸要素の抽出

名勝天龍峽の適切な保存管理のためには、名勝を構成する諸要素の抽出が必要である。諸要素の抽出に当たっては、まず名勝天龍峽の本質的価値を明確にした上で、それを構成する諸要素を抽出するとともに、本質的価値を構成する諸要素以外の要素も丁寧に把握する必要がある。また、名勝指定地周辺についても、指定地と密接に関係する特性を持つため、同じく諸要素を明示する必要がある。

(2) 名勝を構成する諸要素の適切な保存管理方法の具体化

名勝を構成する諸要素の適切な保存管理方法を具体化するため、土地利用状況、各種法令による規制等と、名勝を構成する諸要素の分布を考慮して適切な地区区分を行う必要がある。また、各地区に含まれる諸要素ごとの適切な保存管理の方法を定め、将来予想される現状変更等に対する具体的な取扱基準を示すことが必要である。

(3) 河川環境の保全

名勝天龍峽の河川に生息する希少な魚種は重要な価値を構成する要素の一つである。また、河川の水質・水量は、名勝天龍峽の風致景観と密接な関係にある。したがって、今後とも指定地内の河川環境の保全に努める必要がある。

(4) 指定地内外の一体的な景観保全

名勝の美しい風致景観を保護していく上で、周辺地域と一体となった景観の保全が必要である。名勝にふさわしい周辺地域の景観形成を誘導するため、地域住民の理解と協力を促すとともに、周辺地域で行われる諸事業について調整する必要がある。

(5) 適切な保存管理ための整備計画の策定

保存管理を適切に行うために、整備計画を策定し、それらを着実に進めていくことが必要である。なお、整備計画については、名勝天龍峽保護活用協議会で策定する。

(6) 適切な保存管理のための組織及び運営体制の整備

指定地内には宿泊施設や個人住宅が存在するほか、周辺にも住宅街や関連する観光施設等が所在する。また、各々の土地利用形態に応じて、諸法令に基づき複数の行政機関が関係している。こうした中で、適切な保存管理と整備活用を進めるために、管理団体である飯田市は、地域住民や観光関係者・関連行政機関を含めた組織・運営体制を整備し、長野県・文化庁との連携体制を強化する必要がある。

2 名勝天龍峡の本質的価値

名勝天龍峡の本質的価値については、昭和9年の指定説明に示されたものに加え、今回の保存管理計画策定に当たって実施した自然・人文・風致景観の調査から新たに認識されたものもある。

第Ⅱ章3にも示したとおり、名勝指定時に天龍峡の本質的価値とされた事柄には、「花崗片麻岩から成る峡谷」・「阪谷朗廬の探訪記碑」・「9つの奇岩」・「十勝」・「兩岸の上部に相對する公園」・「天龍下り」・「植生」の7つがある。これらは、名勝天龍峡の風致景観を構成する自然的要素（花崗片麻岩から成る峡谷・9つの奇岩・植生）と、名勝天龍峡の景勝地としての歴史的背景を成す人文的要素（阪谷朗廬の探訪記碑・十勝・兩岸の上部に相對する公園・天龍下り）の2つの要素に集約される。

一方、今回の保存管理計画策定に当たって新たに認識された事柄の一つに地形・地質学的な事象がある。これには峡谷の基盤となる多様な花崗岩の存在や、ポットホール及び南半部の河川中に取り残された岩隕など峡谷の形成過程を物語るものがある。特に花崗岩の種類と分布及びその性質は、指定地北半部と南半部で峡谷地形に差異を生じさせると共にその植生にも影響を与え、それぞれに性質の異なる風致景観が展開する主因となっている。また、指定説明に示されている植物のみならず、峡谷の周囲を取り巻く森林には多種多様な植生がみられ、古樹・巨木や希少動植物の生息も確認されることや、峡谷を流れ下る天竜川の水質・水量が天龍峡の風致景観を構成する重要な要素の一つであることと、そこに生息する希少魚類の存在も新たに認識された事柄である。これらのものは、前述の名勝天龍峡の風致景観を構成する自然的要素に加えられるものである。

そして、指定以前からの人々の生活と天龍峡の関わりを示す古道及び石碑類や、指定後70年余り経過する中で新たに設けられた観賞施設（遊歩道・視点場）及び天龍峡に関わる歌・句碑類もある。これらのものは、前述の名勝天龍峡の景勝地としての歴史的背景を成す人文的要素に加えられるものである。

以上のように、名勝天龍峡の本質的価値は、風致景観を構成する自然的要素と、景勝地としての歴史的背景を成す人文的要素によって構成されている。

3 名勝天龍峡の本質的価値を構成する諸要素の抽出

昭和9年の名勝指定説明や、今回の保存管理計画策定に当たって実施した分野別調査の成果をもとに、以下のとおり自然的要素、人文的要素及び風致景観の3つの観点から名勝天龍峡の本質的価値を構成する諸要素を抽出する（図面12）。

(1) 自然的要素

名勝天龍峡は、当地方の自然が凝縮された豊かな自然が展開し、その独特な地形・地質によって希少な植物・動物も生息する自然環境を成している。

1) 地形・地質

① 北半部の峡谷

北半部の地形は、峻険な岩や崖が相対する狭隘な峡谷が特徴的である。

ア 基盤となる花崗岩

北半部の峡谷美を構成する主要な花崗岩は、周囲の花崗岩に比べ硬度の高い「細粒苦鉄質岩等が貫入する天竜峡花崗岩」である。この岩石は、細粒苦鉄質岩を伴わない花崗岩より硬く、周辺の花崗岩との間で節理や風化・侵食の差異が生ずる。このため北半部では、奇岩や断崖が連続する狭隘な峡谷が形成された。また、指定地北端部周辺には生田花崗岩の分布も見られる。

イ 命名された奇岩・断崖

北半部では、「天龍峡十勝」としてその名称が岩彫りされている6つの奇岩をはじめ、峻険な断崖や岩がおよそ800mにわたって連続する。こうした奇岩・断崖は、場所により崩落の危険性も有しており、浴鶴巖やつつじ橋右岸側の崩れ岩周辺では恒常的に崩落が発生している。また、奇岩・断崖の景観が、周辺の樹木や植物により遮蔽されつつある。

ウ 甌穴（ポットホール）

北半部では現在5箇所の甌穴が確認されている。中でも樵庵洞付近の甌穴は、垂直に切り立った崖の中途に所在し、直径2.3m、深さ5.5mと名勝天龍峡でも最大で、甌穴内で博打をした伝承も残り、「博打穴」と呼称されている。こうした甌穴から天竜川の下刻作用や周辺の隆起速度など地質学的事象を知ることができる。

② 南半部の峡谷

つつじ橋下流から指定地最下流までの南半部の地形は、川面近くまで森林が覆う、やや開けた峡谷である。地形的な特徴が比較的良好に維持されてきている。

ア 基盤となる花崗岩

南半部の基盤となる花崗岩は、天竜峡花崗岩が主体で、部分的に門島花崗岩が貫入している。主体となる花崗岩の風化侵食作用は北半部より早く進み、開けた峡谷が形成された。

イ 川岸や河川中の岩隗

岩の露頭の少ない南半部にあって、右岸の川岸や河川中には花崗岩の岩隗が露出する個所がある。これらは南半部の風化侵食から取り残されたものである。

③ 峡谷内の水質・水量

峡谷内の天竜川は、北半部では狭隘な峡谷を緩やかに流れ、南半部では川幅が広く所々に早瀬

が見られる。また、その水質は清流に住む希少魚類の生息にも適している。峡谷内の水量や水質は、名勝天龍峡の風致景観を構成する要素の一つであり、水量の増減や水質の変化は景観に大きな影響を与えている。

2) 植 物

名勝天龍峡は暖温帯系の常緑広葉樹の北限に当たるため、落葉広葉樹と常緑広葉樹の双方が見られる。立地の乾湿の差異や土壌形成の度合い、人為的干渉の程度によって多種多様な植生がモザイク状に分布する。このうち、特に名勝天龍峡の本質的価値を構成する諸要素となるものは次のとおりである。

① 北半部の森林

北半部の森林は、アラカシ林への遷移の途中相で、アラカシ・コナラを主体にアカマツ・クヌギ等から構成されている部分が多い。樹木の生長により、奇岩・断崖や峡谷の景観及び視点場からの眺望が阻害されている個所もある。

② 南半部の森林

南半部の森林は、コナラ・クヌギ等の植物とアベマキ・アラカシなど暖温帯系の植物が混在し、川面近くまで広がっている。この森林は、薪炭採取目的の里山として利用されてきた経過がある。また、左岸側の小河川沿いには、当地域の湿潤な土地に特徴的なジウモンジと暖温帯系のイノデモドキ・ベニシダ等のシダ類が見られる。右岸の峡谷の上端部では、植栽されたモウソウチク・マダケが繁茂し、森林へ急速に進入しつつある。

③ アカマツ林

北半部の峡谷周辺の公園や龍角峯上及び今村公園南側にはアカマツ林があり、名勝天龍峡の風致景観を構成する重要な要素の一つとなっている。マツノザイセンチュウによる松枯れ被害も極めて多く、薬剤の樹幹注入等も実施されている。また、第一公園・第二公園・今村公園のアカマツ林や南半部の森林を中心に、マツノザイセンチュウによる枯死木や処理木が放置され、景観を阻害する要因となっている。

④ 古木・巨樹

指定地内には、名勝天龍峡の森林を代表する古木・巨樹や、名勝天龍峡の観光開発の歴史を今に伝える古木がある。前者として右岸側では、大畑沢川南側のモミ、姑射橋右岸のモミ、第一公園南側のクヌギ・アベマキ、つつじ橋南側のカラマツ、お藤山南側のコナラ、左岸側には龍峡亭南側のハリギリがあり、いずれも自生種と考えられる。なお、姑射橋右岸には指定地外ではあるがケヤキの巨樹があり、名勝の景観と一体になっている。

一方、後者としては指定地北端部右岸にあるエドヒガン・シダレザクラ、第一公園内のエドヒガン・シダレザクラ・ドウダンツツジ、第三公園のヤマザクラがあり、左岸側では、姑射橋南側のヒイラギモクセイ、今村公園のユリノキがある。このうちヤマザクラは、市内に多いカスミザクラと異なり、当市では分布が少ないため貴重である。周辺にも実生によるヤマザクラが分布する。これらはいずれも名勝

天龍峡の観光開発の中で植栽された樹木と考えられる。

⑤ 岩場の植物

北半部の峡谷の岩場には、文芸作品等で岩肌に咲く美しさを評価されているサツキ・ミツバツツジ・ヤマユリ等が自生し四季を彩っている。河川の汀線上部の岩場にはユキヤナギが分布し、4月頃に岩場に雪が被ったような姿を見せる。岩場の植物は、北半部の植物遷移の中で減少しつつある。

⑥ 希少植物

左岸の指定地南端及び右岸南端の河川の汀線上部にはカワラハンノキ（長野県絶滅危惧Ⅱ類）が確認されている。

南半部の紅葉川周辺には、ウスバサイシン・ヒメカンアオイ（長野県準絶滅危惧種）が混生する。これらは、飯田市天然記念物に指定されているギフチョウの食草としても重要である。

森林の下層には、シュンラン・ヒトツボクロ・クモキリソウ・ミヤマウズラ等のラン科植物が点在する。こうしたラン科植物は、市内では乱獲により減少し、希少植物となりつつある。

3) 動物

名勝天龍峡には多種多様な動物が生息する。こうした動物のうち、希少種や天龍峡に関連する動物は次のとおりである。

① 希少動物

名勝天龍峡では、オオタカ（環境省絶滅危惧Ⅱ類・長野県絶滅危惧Ⅱ類）、ブッポウソウ（環境省絶滅危惧Ⅱ類・長野県絶滅危惧ⅠA類）が確認されており、指定地及び周辺での生息が予想される。また、ヤマセミ（長野県準絶滅危惧種）は、つつじ橋から下流側、カワセミは弟川・つつじ橋等で生息が確認されている。

昆虫類では、紅葉川周辺でギフチョウ（飯田市天然記念物）、魚類にはJR飯田線橋脚周辺でスナヤツメ（環境省絶滅危惧Ⅱ類・長野県絶滅危惧Ⅱ類）、アカザ（環境省絶滅危惧Ⅱ類・長野県準絶滅危惧種）が見られる。

(2) 人文的要素

名勝天龍峡の人文的要素には、景勝地として喧伝される過程で付加された要素と、指定以前からの地域の歴史を物語る要素がある。

1) 天龍峡碑

天龍峡を命名した阪谷朗廬の『遊天龍峡記』を刻んだ石碑。天龍峡命名の経緯や天龍峡の峡谷美について記した漢文で、大正4年（1915）に第二公園へ建立された。碑面が苔などに覆われ文字が判読できない箇所も見られる。

2) 天龍峡十勝と岩彫り

明治15年（1882）に来峡した日下部鳴鶴は、天龍峡を中国の神仙思想上の聖地である菟姑射山になぞらえ、8つの奇岩と1つの淵に橋を加えた十勝の地を選定した。この十勝の内、姑射橋を除く九勝は、明治16年（1883）にそれぞれの名称が岩彫りされている。このうち、姑射橋は命名時の橋は架け替えられ現存しない。浴鶴巖は昭和23年（1948）に崩落し、平成9年（1997）に岩彫りが復元されたものである。垂竿磯は平成5年（1993）に河川中から引き上げられたもので、本来の場所からやや下流部に設置されたため原位置ではない。また芙蓉峒は現在も岩の2／3ほどが水没しており、岩と文字の一部のみ現れている。歸鷹崖・樵廬洞は周辺の樹木により遮蔽され、岩や岩彫りを眺望することが困難になっている。龍角峯も周辺の樹木の伸長により岩の側面が覆われつつある。

3) 天龍峡に関連する石碑

名勝天龍峡には数多くの石碑類が存在するが、関連する石碑としては、風致景観を詠んだ俳句・短歌・漢詩が刻まれたものと、天龍峡に関連する流行歌や民謡の歌詞を刻んだもの、及び天龍峡に関連する人物の記念碑があげられる。また、地元の信仰に基づく石碑類も存在する。

4) 川下り舟（船着場含む）

名勝天龍峡の川下り舟は大正12年（1923）より開始される。名勝天龍峡の風致景観を余すところなく観賞するための手段として最も優れているのみならず、その姿は風致景観の一部となっている。指定地内では姑射橋兩岸とつつじ橋下流の崩岩付近に船着場が設けられて運用されてきたが、崩岩付近の施設は、平成15年（2003）の崩落のため現在は使用不能となり、上流部からの運行が中絶されている。

5) 公園

名勝天龍峡には、右岸側に第一公園・第二公園・第三公園の3つの公園、左岸側には今村公園が存在する。「相対する公園」と指定説明に記された公園である。いずれも名勝指定以前に来訪者の休息・散策目的に開かれた経過があるが、花見や様々な行事、天龍峡に関する学習の場として地域住民からも長く活用されてきた公園である。公園内には天龍峡碑に代表される石碑類や、およそ70年前に植栽されたドウダンツツジの古樹、エドヒガン・ヤマザクラ等の巨木、アカマツ林やクヌギ・アベマキ等の巨木があり、地域住民が天龍峡へ寄せた思いが伝えられている。中には計画的でない植栽や放置された処理木も見られ、樹木の管理に不十分な面もある。また使用されていないベンチ・街灯・コンクリート基礎等の工作物も点在し、公園本来の魅力を損なうと共に景観を阻害する要因となっている。

6) 遊歩道

名勝天龍峡の風致景観を陸上から観賞するための手段として、北半部には遊歩道が設けられてきた。遊歩道沿いには、樹木等の繁茂により風致景観の観賞に不向きな個所があるのが課題である。安全性に問題のある個所もあり、左岸側の遊歩道だけは平成20年度に路面や道路安全施設の改修が行われた。

7) 主要な視点場

指定当時の記録から、名勝天龍峽の風致景観を觀賞する主要な視点場として、川下り舟の船上、陸上からは、姑射橋・仙牀磐・樵庵洞・龍峽亭下の水辺・浴鶴巖南側の高地・龍角峯付近があげられる。川下り舟の船上からは天龍峽全体を觀賞することが可能で、その姿自体も風致景観の一部となっている。一方、陸上からの視点場の中で、姑射橋・樵庵洞・浴鶴巖南側の高地・龍角峯付近の視点場は遊歩道沿いにあるが、仙牀磐・龍峽亭下の水辺の視点場は遊歩道から外れた川岸に所在する。遊歩道沿いの視点場は、樹木の繁茂により視界を遮られ、觀賞に不向きな個所もあり、仙牀磐や龍峽亭下の視点場は進入路及び安全面の配慮が必要である。

8) 古 道

右岸側に「お藤山道」、左岸側に「龍東道」の2本の古道がある。「お藤山道」は、当地における富士信仰に関連すると考えられる古道で、「お藤山」山頂付近に富士講の祠や石碑類が残る。「龍東道」は地域の生活道路として明治時代以前から使用されていたもので、道沿いには石垣や橋脚など、往時を物語る施設が点在している。現在こうした古道は利用されることが少ない。

(3) 風致景観

指定地の北半部と南半部は、それぞれに性質の異なる風致景観が展開している。このうち、北半部の風致景観は、名勝指定以前から觀賞の主要な対象でもあった。

1) 北半部の風致景観

指定地の北半部の風致景観は、「岩や崖」・「水流」・「峡谷を取り囲む森林」から構成される狭隘な峡谷で、名勝指定前後から天龍峽の觀賞の主体であった。こうした風致景観が最も優れていたのは大正末から昭和初期であるが、現在では水流（水量）の変化、植物の自然遷移によりその姿を変えつつある。

2) 南半部の風致景観

指定地の南半部は、豊かな森林が川面近くまで峡谷を覆い、やや開放的で雄大な風致景観が展開する独特の溪谷美を見せている。指定当時から大きな変化はないものの、觀賞の対象となっていなかったためにその価値は潜在化している。

4 本質的価値を構成する諸要素以外の要素の特定

名勝天龍峡には、本質的価値を構成する諸要素以外の要素も存在する。この要素には本質的価値と密接に関係しその保存に有効なものもあるが、本質的価値を低下させているものもある。これらについて自然的要素・人文的要素・社会的要素の3つの観点から特定する（図面13）。

（1）自然的要素

1) スギ・ヒノキ植栽林・竹林

姑射橋上流右岸側・第三公園西側・樵庵洞周辺・温泉交流館南側のスギ・ヒノキ植栽林があり、奇岩・断崖の景観や、視点場からの眺望が阻害されている。また、指定地最上流部両岸・姑射橋左岸側・龍峡亭北側の沢筋・つつじ橋左岸側・南半部右岸側の竹林は、繁茂して周辺に広がりつつあるが、周辺植生に影響を与えると共に視点場からの眺望や景観を阻害する要因となっている。

2) 公園樹木・道路沿いの植栽

第一公園から第三公園にかけての道路沿いにはサクラ類やサツキの植栽があり、左岸側の遊歩道沿いにはカエデ類の植栽がある。また、第一公園から第三公園及び今村公園内にはモチツツジ・コバノミツバツツジ・ミツバツツジ・アジサイ・フジ等の公園樹木が植栽されている。こうした公園樹木・道路沿いの植栽の多くは植栽計画が不統一で、樹木の生長と共に剪定等の管理が困難となり、公園内の景観を乱す要因ともなっている。

3) 外来種・移入種の植物

指定地内では21種類の外来植物が確認されている。特にアレチウリは、指定地北端部や南端部に進入しつつあり、景観や周辺植生への影響が懸念される。また公園や宿泊施設には一部にビワ等の移入種が見られ、周辺の景観と調和していない。

4) 指定地内の小河川

指定地内には最上流部右岸側に大畑沢、左岸側に清水沢、ホテル跡地に音溝、龍峡亭北側に松葉沢、今村公園南側に大平沢・紅葉川の6つの小河川があり、指定地内で天竜川に合流する。このうち、大畑沢川の合流地点は、風致景観に配慮した練石積工で改修されている。音溝は宿泊施設跡地の地下からマンホールを通じて天竜川と合流している。マンホールや擁壁類は周辺の草木によって一部遮蔽されているものの、景観を阻害する要因となっている。

（2）人文的要素

1) 神社

第一公園南側の旧名折金平の水田南部に田尻稻荷社が建立されている。この田尻稻荷は、昭和60年（1985）に現位置へ新築遷祀されたものである。

2) 石碑類

本質的価値を構成する諸要素に含まれる石碑を除く石碑類で、天龍峽と直接関連性の無い個人・団体の顕彰碑などがある。

(3) 社会的要素

1) 建築物

指定地内の建築物には、宿泊施設・個人住宅・医院に関連する建築物・公衆便所・四阿がある。また、南側のお藤山には廃屋2棟と貯水槽などの施設があり、景観を阻害する要因となっている。

2) 道路（遊歩道を除く）

右岸の姑射橋北側、第一公園から第三公園沿い、今村公園周辺に市道がある。市道には擁壁が付属する箇所もある。また、指定地内を県道が姑射橋により通過している。

3) 道路安全施設

第一公園から第二公園にかけての市道沿い、姑射橋右岸側及び今村公園南側の市道にガードレール、北半部の遊歩道沿いには転落防止柵・進入防止柵が設置されている。遊歩道沿いの転落防止柵・進入防止柵は平成20年に改修したものである。

4) 橋 梁

北半部の「姑射橋」は現在4代目にあたり、並行して2本の橋梁が架橋されている。北側の橋梁は昭和46年（1971）に架橋されたランガー鋼橋で、主に車道として用いられている。また、南側に並行する橋梁は昭和61年（1986）に架橋された歩行者専用橋である。形式や色彩の異なる2本の橋が並行して架橋されているため、川下り舟や視点場からの眺望等、景観を阻害する要因となっている。

遊歩道の東西を結ぶ「つつじ橋」は現在2代目にあたり、昭和44年に架橋されたもので、名勝天龍峽の上下流を觀賞することができる新たな視点場として活用されている。

5) 鉄道軌道

南半部の右岸から対岸の千代地区へ鉄道軌道及び鉄橋が敷設・架橋されている。この個所の鉄道軌道は昭和7年に開通し、指定地内の大半はトンネル内にある。

6) 駐車場

右岸第一公園南側には来訪者の用に供する駐車場が設置されている。駐車場内には使用されていない工作物も一部に見られる。

7) 安全施設

つつじ橋付近の右岸側遊歩道沿いに、落石防護柵・落石防護壁が設置されているが、落石防護壁の一部にはフェンスが用いられており、景観を阻害する面も見られる。

8) 電気・通信施設

第一公園西側の市道沿い、公園内の街灯沿い、今村公園西側、宿泊施設・個人住宅等の建築物周辺に電柱及び電線等の電気・通信施設が設置されている。また、姑射橋右岸には使用されていない電線等も一部に見られる。

9) 市の所有する施設・土地

第三公園西側に児童福祉遊園（天竜峡児童遊園）があり、遊具・フェンス等が設置されている。また、姑射橋右岸側の宿泊施設跡地は荒地となっている。

10) 工作物

指定地内に所在する工作物には、建築物に付属する工作物（塀・生垣・ガス施設等）、排水施設（側溝等）、街灯・公園灯、標識（案内板等）、屋外広告物、計測機器（水位計・水位監視カメラ）、その他工作物（使用されていない工作物、ベンチ・スタンプ台等）がある。このうち第二公園内には、放置された公園灯や転落防止柵、浴鶴巖南側の高地や宿泊施設周辺には、破却された建物に付随する擁壁など使用されていない工作物があり、景観を阻害している。

5 指定地周辺の特色

指定地周辺には、自然・人文の両側面から名勝天龍峡と様々な形で関わり合う要素が分布する。また、観光地としての天龍峡と深く結びつくものや、地域の経済活動に伴う社会的要素もある。これらについて、自然的要素・人文的要素・社会的要素の3つの観点から記述する。

(1) 自然的要素

1) 天竜川

天竜川は長野県のほぼ中央部に位置する諏訪湖を源とし、長野県から愛知県、静岡県を経て太平洋へ注ぐ。流路延長は213km、流域面積は5,090km²、水源からの比高差は759mを測る。我が国を代表する先行谷であり、赤石山地西縁と三河高原の両地塊の隆起運動と天竜川の下刻作用によって生じた長大な峡谷地帯は、天龍峡から遠州二俣（現 静岡県浜松市）まで約75km 続く。下流部は二俣から掛塚（現 静岡県浜松市）の河口にかけて、我が国最大の扇状地が形成されている。

2) 段丘

伊那谷の盆地内は段丘地形の発達著しい。段丘の成因は、活断層や活撓面などの地盤運動を反映しており、加えて中央アルプス直下に位置することで気候変動の影響から繰り返してきた堆積作用によって形成された複雑な段丘地形が伊那谷の代表的な景観となっている。天龍峡以北では雛壇状の段丘が発達するが、天龍峡以南では最も高位で古い段丘が分布し、天竜川の侵食により峡谷地帯を形成している。

3) 中央構造線

関東から九州へ西南日本を縦断する中央構造線によって西南日本を内帯と外帯の地質配列を決定している。

名勝天龍峡の所在する飯田市は、西南日本の内帯に位置し、基盤となる岩石は領家変成岩と花崗岩である。これは白亜紀頃の花崗岩で、天竜峡花崗岩と生田花崗岩の2種類が代表的である。花崗岩の基盤の上に、天竜川などの河川による堆積物が重なり、現在の地形がつくられている。また、飯田市上村・南信濃地区は、中央構造線の破砕帯が河川によって侵食された直線的な断層線谷である。

4) 植物の垂直分布

飯田市の植物の垂直分布は、標高400mの天龍峡から標高2,363mの安平路山まで比高差がおおよそ2,000m近くあるため変化に富んでいる。標高の低い天竜川沿いの段丘崖では、アラカシ等の暖温帯の常緑広葉樹がみられ、標高500～1,000mではモミ・ツガ・クリ・コナラ等の常緑針葉樹や落葉紅葉樹、標高1,000～1,700mではブナ・ミズナラ等の落葉広葉樹林、標高1,700～2,700mではシラビソ・コメツガ・トオヒ等の常緑針葉樹林が見られる。気温的にみれば、暖温帯～亜寒帯の植物が分布するが、これらが段丘や扇状地などの複雑な地形に入り組んでいるため、変化に富んだ植物社会を形成している。

(2) 人文的要素

1) 交通路によるネットワーク

飯田市は、奈良時代に東山道の駅が設けられ、江戸時代には秋葉街道・下條街道・伊那街道の合流地として東西交通の要衝となり、中馬による物資の往来及び集積地として繁栄した。秋葉街道・下條街道は遠江・三河、伊那街道は塩尻から三河を結ぶ東海道・中山道の脇街道であり、これらが飯田を合流地とするネットワークが形成されていた。

現在は、中央自動車道西宮線により愛知県及び東京都間の沿線上の主要都市と、国道151号～153号によって愛知県・静岡県と結ばれている。また鉄道はJR飯田線によって愛知県豊橋市～長野県上伊那郡辰野町とが結ばれている。

2) 川下り舟に関連する航路・船着場

現在、天竜川の遊覧船は2社で行われており、上流の弁天港から天竜峡港に至る航路と、姑射橋に近接する天竜峡温泉港から下流の唐笠港に至る航路とそれぞれに船着場がある。しかし、平成13年の崩落により天竜峡港は使用不能となり現在休止されている。

(3) 社会的要素

1) 建築物等

姑射橋周辺には天龍峡観光に関連する土産物店・観光案内施設があり、第三公園南側には天龍峡温泉交流館が来訪者の休息施設として所在する。また、北半部の右岸側にはJR東海飯田線の「天竜峡駅」があり、その周辺は商店街や住宅地となっている。南半部には三遠南信自動車道の天龍峡インターが所在し、周辺は住宅地となりつつある。

左岸側には天龍峡焼の窯とその販売店もあるが、住宅地となっている個所が多い。

2) 道路等

右岸側には国道・県道・市道及びJR東海飯田線の鉄道軌道があり、左岸側には県道・市道がある。特に右岸側は、三遠南信自動車道建設に伴い県道・市道の新設が行われている。

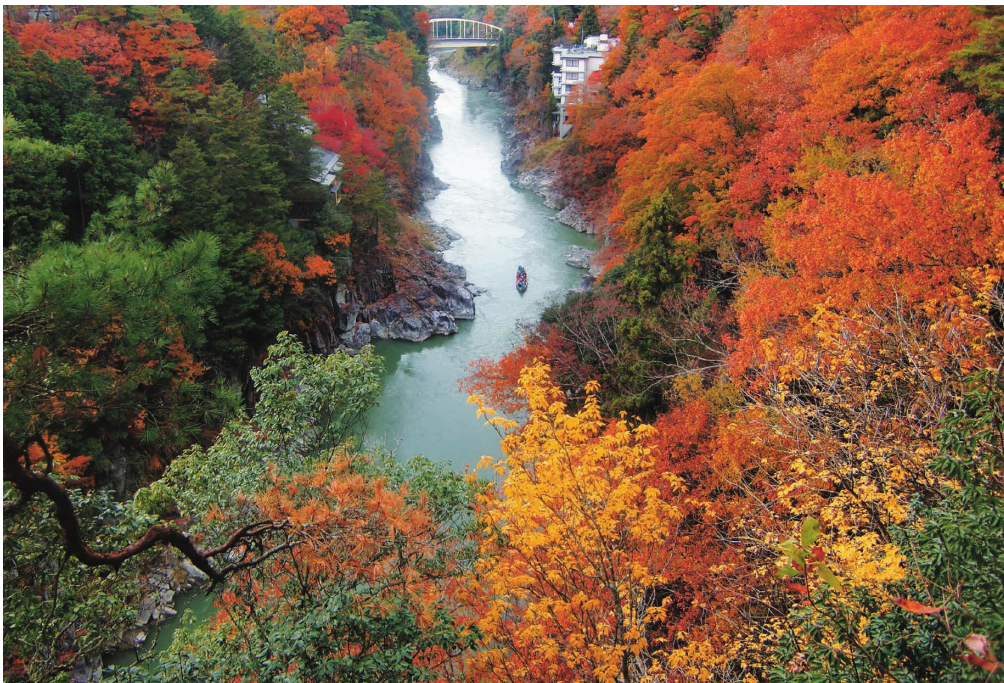
3) 産業関連施設

名勝天龍峡からおよそ5 km下流に水力発電の「泰阜ダム」が存在する。このダムは昭和11年（1936）に竣工されたもので、門島発電所が併設されている。また、上流の右岸側は工業団地として食品・機械関連の工場等が進出しつつある。

左岸の龍角峯東側と上流側の今田平には観光農園があり、それに付随する駐車場や店舗等がある。

4) 社会教育・文化施設

天竜川全般について学習する社会教育施設として「天竜川総合学習館かわらんべ」が指定地の上流側にある。また、伊那谷の地形・地質・歴史を学習する施設として「飯田市美術博物館」、指定地周辺の遺跡から出土した遺物を収蔵・展示する施設として「飯田市考古資料館」がある。また、川路地区には、昭和20年代から今日まで継続する「天竜峡夏期大学」がある。



天龍峡の四季（秋）

6 保存と管理の方法

名勝天龍峡の本質的価値を後世に継承していくため、その本質的価値を主軸に、指定地内の自然的要素及び人文的要素の分布状況に応じ地区区分を行い、地区ごとに保存管理方針・現状変更等の取扱基準を以下のとおり定める（表8～11）。

（1）地区の設定

河川法による河川区域とその兩岸の区域に区分した上で、名勝天龍峡の風致景観を構成する重要な要素が集中する密度に応じて、河川区域については2つの特別規制地区に区分し、その兩岸の区域については3つの規制地区に区分することとした（図面14）。なお、整備計画策定にあたっては、利活用に即した地区の細分を行う必要がある。

1) 特別規制A地区

姑射橋からJR飯田線鉄橋上流側の天竜川河川区域内とする。

天竜峡花崗岩と天竜川によって形成された狭隘で深い峡谷から成り、名勝天龍峡の風致景観の中核となる区域である。天龍峡十勝のうちの六勝や奇岩・断崖が連続し、岩上や岩間に生えるアカマツ林、その間に点在するツツジ類、カエデ類の植生、風致景観を觀賞する古くからの視点場、川下り舟の航路等、本質的価値を構成する要素が密に分布する。

※姑射橋本体は第3種規制地区に、橋梁直下の河川域は特別規制A地区に含まれる。

2) 特別規制B地区

指定地最上流部から姑射橋上流側まで、及びJR飯田線鉄橋から指定地最下流部までの特別規制A地区を挟む天竜川河川区域とする。

特別規制A地区と比べ、天竜川を挟む峡谷の間はやや広がり、岸壁面の傾斜が緩やかであり、川の流れは瀬の状況を呈している。特別規制A地区に準ずる要素によって構成された区域である。天龍峡十勝のうちの二勝を含む天竜峡花崗岩の露岩が点在し、川下り舟の港及び航路がある。

※JR鉄橋及び軌道は第1種規制地区に、鉄橋直下の河川域は特別規制B地区に含まれる。

3) 第1種規制地区

天竜川河川区域外の姑射橋下流部兩岸から指定地最下流部までの区域とする。

特別規制A地区に接する地区で、天龍峡十勝のうち二勝の奇岩、峡谷の兩岸を覆う森林、アカマツ林、ツツジ・カエデ類などの植物等の本質的価値を構成する要素が存在する区域である。落葉広葉樹林・照葉樹林といった多様な林相の中に希少な動植物が生息・植生する個所で、学術的価値も高い。峡谷と調和した自然豊かな森林景観で構成された重要な地区である。

※つつじ橋本体は第1種規制地区に、橋梁下部の河川域は特別規制A地区に含まれる。

4) 第2種規制地区

天竜川河川区域内の指定地最上流部から姑射橋上流部までの兩岸、及び天龍峽公園・今村公園を含む区域とする。

特別規制B地区や第1種規制地区に接する地区で、天龍峽公園・今村公園・天竜川下り舟の船着場などの観光利用が行われていたり、名勝天龍峽を公開活用するための便益施設により部分的かつ小規模な開発等が行われているものの、名勝天龍峽の風致景観上、一定の役割を果たしている区域にあたる。

5) 第3主規制地区

住宅地に隣接・近接し、既に道路（姑射橋を含む）・駐車場・住宅・宿泊施設等が存在する区域とする。

6) 周辺地域

① 開発が進んだ地域

天竜川右岸の川路側及び天竜川左岸の北半部は、駅に近接する住宅街又は名勝天龍峽に関連する商店街として開発が進んでいる地域である。

② 農地・山林が主体となる地域

天竜川左岸の千代地区は、水田・畑地や段丘崖の山林が主体となる地域である。

(2) 各地区の保存管理の方法

1) 特別規制A地区

① 基本的な考え方

この地区は、天竜川河川区域内で名勝天龍峽の風致景観の核心を成す地区である。このため土地の形状や特徴的な奇岩・断崖の現状維持に努め、その特徴が際立つように周辺の植物を含めた一体的な保存管理を行うものとする。なお、奇岩・断崖は自然的な遷移の中で形成されたものであるため、自然営力による変容は、それらの本質的価値の保存に考慮して弾力的に対応する。人文的な要素は現状の維持に努め、き損した場合は適切に復旧・整備する。また主要な視点場等その価値が減退しているものは、歴史的背景を基に復元・整備する。建築物・工作物等の新設・更新による地形の改変や景観の阻害及び河川の上空を通過する施設・工作物等については厳しく規制する。

② 本質的価値を構成する諸要素ごとの考え方

ア 自然的要素

(ア) 北半部の峽谷

a 基盤となる花崗岩

基盤となる花崗岩については、方状節理など花崗岩の種類による特性やその色彩が際立つように管理する。このため木竹の除伐・剪定等を行い、峽谷内の植物を管理する。伐採木等は指定地外に搬出し、適切な処置をする。自然遷移による変容については、その本質的価値の保存を配慮して弾力的に対応する。

b 命名された奇岩・断崖

この地区には、天龍峡十勝の奇岩のうち、仙牀磐・龍角峯・芙蓉峯・爛爛潭・歸鷹崖の5つが存在する。別に示す主要な視点場から見たとき、これらの主要な岩や崖が露出し、峡谷の峻険さが際立つように管理する。このため奇岩・断崖を遮蔽する木竹等の除伐・剪定等を行い、周辺の植物を適切に管理する。伐採木等は指定地外に搬出し、適切な処置をする。奇岩や崖の自然遷移による変容については、その本質的価値の保存に配慮しながら弾力的に対応する。

c 甌穴（ポットホール）

姑射橋下及び仙牀磐に所在する甌穴については、現状維持に努めるとともに、サイン計画において位置付け、公開活用する。標識等の工作物を設置する場合は、名勝との調和及び対岸からの眺望に配慮した規模・形態・色彩・材質とする。

(イ) 峡谷内の水質・水量

名勝天龍峡の風致景観にとって適切な水質・水量が保たれるように関連機関との連携に努める。具体的には、平水時に芙蓉峯の岩彫り文字が露出する水量であることが望ましい。このため、将来にわたって天竜川の水質・水量についてデータを蓄積し、客観的な変化を捉え、水質・水量の変化に対する方策を検討する。

(ウ) 岩場の植物

サツキ・ミツバツツジ・ヤマユリ等の峡谷内の岩場に自生する植物については、その保護に配慮し、必要に応じて適切な補植及び補植のための育苗を検討する。

(エ) 希少植物

南半部の東岸のカワラハンノキ（長野県絶滅危惧Ⅱ類）はその保護に配慮する。

イ 人文的要素

(ア) 天龍峡十勝と岩彫り

歸鷹崖・爛爛潭・仙牀磐・龍角峯・芙蓉峯の天龍峡十勝と岩彫りが際立つように管理する。このため岩彫りを遮蔽する樹木等の除伐・剪定等を行い、周辺の植物を適切に管理する。岩彫りについては現状維持に努め、き損した場合は適切に復元・整備する。

(イ) 川下り舟

川下り舟については、名勝天龍峡の風致景観を十全に観賞できることが望ましいため、航路や船着場の設定について、関係機関との協議を検討する。

(ウ) 主要な視点場

仙牀磐及び龍峡亭下の主要な視点場については、史料に基づきそれぞれの視点場の本質的な良さを引き出す方向で復元・整備する。復元・整備にあたっては、関係機関と協議の上、視点場からの眺望を阻害する景観支障木（タケ含む）の除伐・剪定等を行い、安全確保や標識等の工作物を設置する場合は、名勝との調和及び対岸からの眺望に配慮した規模・形態・色彩・材質とする。

③ 本質的価値を構成する諸要素以外の要素ごとの考え方

ア 自然的要素

(ア) スギ・ヒノキ植栽林、竹林

眺望や風致景観を阻害するスギ・ヒノキ植栽林や竹林は、周辺の景観への配慮やその特質を考慮した上で、関係者と協議して伐採・剪定等を目指す。

(イ) 外来種・移入種の植物

外来種・移入種の植物については、駆除等の対策を検討実施する。

イ 社会的要素

(ア) 橋梁

地区の上空を通過する橋梁は、名勝の景観との調和を図りつつ適切に維持管理する。つつじ橋の架け替えにあたっては現在位置とし、県道・歩道に関わる2本の橋梁の架け替えにあたっては現在位置で単一の橋梁とすることが望ましい。架け替え及び改修にあたっては、関係機関と協議の上、名勝の景観に最大限配慮した規模・形態・色彩・材質とする。

(イ) 工作物

水位計や水位の看視機器等は、天竜川流域住民の生命を守るために必要な工作物のため、名勝の景観との調和を図りつつ適切に維持管理する。

2) 特別規制B地区

① 基本的な考え方

この地区は、特別規制A地区を挟む上流及び下流側の天竜川河川区域内である。上流側には天龍峡十勝のうち二勝の奇岩や船着場も所在し、下流側は性質の異なる峡谷が展開する。特別規制A地区に準ずる要素より構成された地区で、天龍峡観賞の始点と終点に当たることから、土地の形状や特徴的な奇岩・断崖は現状の維持に努め、その特徴が際立つように周辺の植物を含めた一体的な保存管理を行うものとする。自然営力による変容は、それらの本質的価値の保存に考慮して弾力的に対応する。人文的な要素も現状維持とし、き損した場合は適切に復旧・整備する。建築物・工作物等の新設・更新による地形の改変や景観の阻害については厳しく規制し、河川上を通過する施設・工作物等については原則として規制する。

② 本質的価値を構成する諸要素ごとの考え方

ア 自然的要素

(ア) 北半部の峡谷

a 基盤となる花崗岩

基盤となる花崗岩については、方状節理など花崗岩の種類による特性やその色彩が際立つように管理する。このため木竹の除伐・剪定等を行い、峡谷内の植物を管理する。伐採木等は指定地外に搬出し、適切な処置をする。自然遷移による変容については、その本質的価値の保存を配慮して弾力的に対応する。

b 命名された奇岩・断崖

この地区には、天龍峡十勝の奇岩のうち、垂竿磯・烏帽石の2つが所在する。別に示す主要な視点場から見たとき、これらの主要な岩や崖が露出し、峡谷の峻険さが際立つように管理する。このため奇岩・断崖を遮蔽する木竹等の除伐・剪定等を行い、周辺の植物を適切に管理する。伐採木等は指定地外に搬出し、適切な処置をする。奇岩や崖の自然遷移による変容については、その本質的価値の保存に配慮しながら弾力的に対応する。

(イ) 南半部の峡谷

a 基盤となる花崗岩

基盤となる花崗岩については、川辺の他に露出する部分が少なく、間近に観察することが困難であるため、対岸から眺望できるようにした上で、その特質や地形の成因等の地質的解説をサイン計画に位置付け、公開活用することが望ましい。

b 川岸や河川中の岩隕

南半部の右岸側や河川中の奇岩については、現状維持とするが、接近困難な個所に所在するため、対岸に視点場を設け眺望できるようにすることが望ましい。自然遷移による岩隕等の変容については、その本質的価値の保存に配慮しながら弾力的に対応する。

(ウ) 峡谷内の水質・水量

名勝天龍峡の風致景観にとって適切な水質・水量が保たれるように関連機関との連携に努める。具体的には、平水時に芙蓉峯の岩彫り文字が露出する水量であることが望ましい。このため、将来にわたって天竜川の水質・水量についてデータを蓄積し、客観的な変化を捉え、水質・水量の変化に対する方策を検討する。

(エ) 希少動物

希少動物のスナヤツメ（国・長野県絶滅危惧Ⅱ類）、アカザ（国・長野県準絶滅危惧種）については、その保護に配慮するとともに生息環境の保全に努める。

イ 人文的要素

(ア) 天龍峡十勝と岩彫り

垂竿磯・烏帽石の天龍峡十勝と岩彫りが際立つように管理する。このため岩彫りを遮蔽する樹木等の除伐・剪定等を行い、周辺の植物を適切に管理する。岩彫りについては現状維持に努め、き損した場合は適切に復元・整備する。

(イ) 川下り舟（船着場含む）

川下り舟については、名勝天龍峡の風致景観を十全に観賞できることが望ましいため、航路や船着場の設定について、関係機関との協議を検討する。

③ 本質的価値を構成する諸要素以外の要素ごとの考え方

ア 自然的要素

(ア) スギ・ヒノキ植栽林、竹林

眺望や風致景観を阻害するスギ・ヒノキ植栽林や竹林は、周辺の景観への配慮やその特質を考慮した上で、関係者と協議して伐採・剪定等を目指す。

(イ) 外来種・移入種の植物

外来種・移入種の植物については、駆除等の対策を検討実施する。

3) 第1種規制地区

① 基本的な考え方

峡谷の兩岸を覆う森林が主体となり、特徴的な奇岩や断崖等の自然的要素、石碑類などの人文的要素も数多く存在する地区である。地区の主体となる森林は、岩や崖と共に天龍峡の風致景観を構成する主要な要素となっている。このため、森林は自然の遷移による更新を原則とするものの、視点場からの眺望や奇岩断崖を遮蔽するものは間伐・剪定等の管理を行う。土地の形状や特徴的な奇岩・断崖は現状の維持に努め、自然営力による変容は、それらの本質的価値の保存に考慮して弾力的に対応する。人文的要素は現状の維持に努め、き損した場合は適切に復旧・整備する。主要な視点場等その価値が減退しているものは、それぞれが持つ歴史的背景を基に復元・整備する。建築物・工作物等の新設・更新による地形の改変や景観の阻害については厳しく規制する。

② 本質的価値を構成する諸要素ごとの考え方

ア 自然的要素

(ア) 北半部の峡谷

a 基盤となる花崗岩

基盤となる花崗岩については、方状節理など花崗岩の種類による特性やその色彩が際立つように管理する。このため木竹の除伐・剪定等を行い、峡谷内の植物を適切に管理する。伐採木等は指定地外に搬出し、適切な処置をする。自然遷移による変容については、その本質的価値の保存を考慮して弾力的に対応する。

b 命名された奇岩・断崖

この地区には、天龍峡十勝の奇岩のうち、浴鶴巖・樵庵洞の2つが所在する。別に示す主要な視点場から見たとき、これらの主要な岩や崖が露出し、峡谷の峻険さが際立つように管理する。このため奇岩・断崖を遮蔽する木竹等の除伐・剪定等を行い、周辺の植物を適切に管理する。伐採木等は指定地外に搬出し、適切な処置をする。崩落が発生しやすい箇所は、現状調査を行った上で崩落防止工事等を行い、周辺の景観に調和した修景を行う。奇岩や崖の自然遷移による変容については、その本質的価値の保存に考慮して弾力的に対応する。

c 甌穴（ポットホール）

樵庵洞付近に所在する「博打穴」の甌穴については、現状の維持に努めるとともに、サイン計画に位置付け、公開活用する。標識等の工作物を設置する場合は、名勝との調和及び対岸か

らの眺望に配慮した規模・形態・色彩・材質とする。

(イ) 南半部の峡谷

a 基盤となる花崗岩

基盤となる花崗岩については、接近不能な個所の他に露出する部分が少なく、間近に観察することが困難であるため、他所においてその特質や地形の成因等の地質的解説をサイン計画等に位置付け公開活用する。

(ウ) 北半部の森林

北半部の森林については、視点場からの眺望や主要な岩・崖を遮蔽する樹木の伐採・剪定・下草刈り等の管理に留め、原則として自然の遷移による森林の更新に委ねる。枯損木・倒木は、遊歩道の安全管理や景観に考慮し、指定地外へ搬出して適切な処置を行う。

(エ) 南半部の森林

南半部の森林については、原則として自然の遷移による森林の更新に委ねるが、古道沿いの森林については古道の活用に即した樹木の伐採・剪定・下草刈り等の適切な管理を行う。古道沿いの枯損木・倒木は安全管理や景観に配慮し、指定地外へ搬出して適切な措置を行うが、その他の個所の枯損木・倒木は、林床を保護するとともに自然肥料とするため、伐採しても搬出せずそのまま現地に置くものとする。

(オ) アカマツ林

お藤山のアカマツ林については、別に示す主要な視点場から樹高の高いアカマツの疎林の景観が際立つように管理する。このための周囲の景観支障木（タケ含む）の除伐・剪定等の適切な管理を行い、枯損した場合は更新に努める。更新にあたっては郷土種を基本とするが、病害虫に強いアカマツも検討する。マツノザイセンチュウによる松枯れについては、拡大を防ぐため薬剤の樹幹注入等の防止策を実施する。松枯れによって枯死したアカマツは伐採し、指定地外へ搬出して適切な処置を行う。また現在放置されている処理木も撤去する。

(カ) 古木・巨樹

地区内に所在するつつじ橋右岸のカラマツ、お藤山南側のコナラ、龍峡亭南東側のハリギリ、姑射橋左岸のヒイラギモクセイ等の古木・巨樹については、必要に応じて整枝等を行い適切に管理すると共に、サイン計画等で位置付け公開活用する。枯損した場合は同一種又は周辺の植生と調和する郷土種により更新する。標識等の工作物を設置する場合は、名勝との調和及び対岸からの眺望に配慮した規模・形態・色彩・材質とする。

(キ) 岩場の植物

サツキ・ミツバツツジ・ヤマユリ等の峡谷内の岩場に自生する植物については、その保護に配慮し、必要に応じて適切な補植及び補植のための育苗を検討する。

(ク) 希少植物

ヒメカンアオイ（長野県準絶滅危惧種）・クモキリソウ・ヒトツボクロ等の希少植物については、その保護に配慮すると共に種に適した森林環境の維持に努める。

(ケ) 希少動物

ギフチョウ（飯田市天然記念物）・ヤマセミ（長野県準絶滅危惧種）等の希少動物については

その保護に配慮すると共に生息環境の保全に努める。

イ 人文的要素

(ア) 天龍峽十勝の岩彫り

浴鶴巖・樵廡洞の天龍峽十勝と岩彫りが際立つように管理する。このため岩彫りを遮蔽する樹木等の除伐・剪定・枝打ち等を行い、周辺の植物を適切に管理する。岩彫りについては現状維持に努め、き損した場合は適切に復元・整備する。なお、この地区に所在する浴鶴巖については、崩落部分は除去せず適切に管理する。

(イ) 天龍峽に関連する石碑

地区内に所在する天龍峽に関連する石碑類については、サイン計画等で位置付け公開活用する。き損した場合は適切に復旧し、必要に応じて周辺の修景を行う。標識等の工作物を設置する場合は、名勝との調和及び対岸からの眺望に配慮した規模・形態・色彩・材質とする。

(ウ) 遊歩道

遊歩道については、北半部・南半部それぞれの風致景観や遊歩道沿いに展開する価値を堪能することのできる整備を行う。遊歩道整備にあたっては、既存の遊歩道及び古道を活用し、標識類(案内看板・説明看板など)・道路安全施設(転落防止柵)・安全施設(落石防護柵など)・舗装・階段等の必要な施設の設置に関しては、関係機関と協議の上、名勝との調和や対岸からの眺望に十分配慮した規模・形態・色彩・材質とする。また、自然災害等により現在地の使用が不可能であると判断された場合は、周辺植生や地形への影響を精査して付け替える。

(エ) 主要な視点場

浴鶴巖南側の高地・龍角峯頂上・樵廡洞上の主要な視点場については、史料に基づきそれぞれの本質的な良さを引き出す方向で復元・整備する。復元・整備にあたっては、関係機関と協議の上、視点場からの眺望を阻害する景観支障木(タケ含む)の除伐・剪定等を行い、安全確保や標識等の工作物等を設置する場合は、名勝との調和及び対岸からの眺望に配慮した規模・形態・色彩・材質とする。

(オ) 古道

龍東道・お藤山道については、名勝の適切な保存管理及び公開活用を目的とする整備に活用する。整備にあたっては、周辺の自然環境や景観及び安全性に配慮するとともに、それぞれが持つ歴史的背景を考慮し、古道沿いに残る石積みや石碑等も活用する。また希少植物に影響のある場合は、近傍への移植を行う。

③ 本質的価値を構成する諸要素以外の要素ごとの考え方

ア 自然的要素

(ア) 指定地内の小河川

大平沢川・紅葉川・松葉沢川については適切に維持管理し、改修にあたっては名勝の景観との調和に十分配慮すべく関係機関と協議する。

(イ) スギ・ヒノキ植栽林、竹林

眺望や風致景観を阻害するスギ・ヒノキ植栽林や竹林は、周辺の景観への配慮やその特質を考

慮した上で、関係者と協議して伐採・剪定等を目指す。

(ウ) 公園樹木・道路沿いの植栽

カエデ類等の遊歩道沿いの植栽については現状維持とし、剪定・下草刈り等の適切な管理を行う。枯損した場合、移入種は更新せず、景観に調和した郷土種による更新を行う。

(エ) 外来種・移入種の植物

外来種・移入種の植物については、駆除等の対策を検討実施する。

イ 社会的要素

(ア) 建築物

建築物（家屋・四阿）については、名勝の景観との調和を図りつつ適切に維持管理し、更新は現在地で行うものとする。また、更新にあたっては、名勝との調和を十分に検討した規模・形態・色彩・材質とする。名勝の景観を阻害している廃屋や付属する工作物は、関係者と協議し、撤去を検討する。

(イ) 道路安全施設

道路安全施設（遊歩道の転落防止柵・進入防止柵）については、名勝の景観との調和を図りつつ適切に維持管理する。また危険箇所を十分検討し、新設・更新を行う。新設・更新にあたっては名勝との調和及び対岸からの眺望に配慮した規模・形態・色彩・材質とする。

(ウ) 橋梁

つつじ橋は、名勝の景観との調和を図りつつ適切に維持管理し、架け替えにあたっては現在位置とする。架け替え及び改修にあたっては、関係機関と協議の上、名勝の景観に最大限配慮した規模・形態・色彩・材質とする。

(エ) 鉄道軌道及び鉄橋

鉄道軌道及び鉄橋については、名勝の景観と調和を図りつつ適切に維持管理し、更新は現在位置で行うものとする。鉄橋の架け替え及び改修にあたっては、関係機関と協議の上、名勝の景観に最大限配慮した規模・形態・色彩・材質とする。

(オ) 安全施設

安全施設（落石防護柵・落石防護壁等）については、名勝の景観と調和を図りつつ適切に維持管理する。周辺の景観に調和しない安全施設は修景を検討する。

(カ) 電気・通信施設

名勝の風致景観に調和しない電気・通信施設は修景等を検討する。

(キ) 工作物

建築物に付属する工作物や街灯・公園灯は、名勝の景観との調和を図りつつ適切に維持管理し、更新は現在地で行うものとする。標識等は景観に配慮した規模・形状・色彩・材質の統一的なデザインとし、外国語の表記や動線に配慮した設置を行う。現在使用されていない工作物（破却した建物の擁壁等）はその歴史的価値に配慮しながら撤去を検討する。その他の工作物は名勝の景観との調和を図りつつ適切に維持管理する。

4) 第2種規制地区

① 基本的な考え方

この地区は、指定説明に記された公園や船着場等の観光利用のための人為的な変容が見られ、公開活用上必要な開発等が既に行われている。特に公園内にはアカマツ林や植栽されたヤマザクラ・ドウダンツツジ等の古木、天龍峡碑等の石碑類も数多く見られ、天龍峡の観光開発の歴史を今に伝えている。このため、公園内の植物や石碑類の適切な管理と必要施設の整備を行い、公園の魅力の回復と保存継承に努める。また、船着場や遊歩道など名勝を觀賞するための施設についても適切に維持管理し、き損した場合は復旧・整備する。建築物・工作物等の新設・更新による景観の阻害については厳しく規制する。

② 本質的価値を構成する諸要素ごとの考え方

ア 自然的要素

(ア) 甌穴（ポットホール）

この地区に所在する甌穴は、「疣神様」として現在も地域の信仰と結びついている。現に行われている宗教行為とも適切に調整を図りつつ、現状の維持に努めるとともに、サイン計画において位置付け、公開活用する。標識等の工作物等を設置する場合は、名勝との調和や対岸からの眺望に配慮した規模・形態・色彩・材質とする。

(イ) 北半部の森林

北半部の森林については、視点場からの眺望や主要な岩・崖を遮蔽する樹木の伐採・剪定・下草刈り等の管理に留め、原則として自然の遷移による森林の更新に委ねる。枯損木・倒木は、遊歩道の安全管理や景観に考慮し、指定地外へ搬出して適切な処置を行う。

(ウ) アカマツ林

第一公園・第二公園・今村公園のアカマツ林については、別に示す主要な視点場から樹高の高いアカマツの疎林の景観が際立つようにすると共に、第一公園・第二公園についてはアカマツ林内の散策のための管理も行う。このための周囲の景観支障木（タケ含む）の除伐・剪定や林内の下草刈り等を適切に行い、枯損した場合は更新に努める。更新にあたっては郷土種を基本とするが、病害虫に強いアカマツも検討する。マツノザイセンチュウによる松枯れについては、拡大を防ぐため薬剤の樹幹注入等の防止策を実施する。松枯れによって枯死したアカマツは伐採し、指定地外へ搬出して適切な処置を行う。また現在放置されている処理木も撤去する。

(エ) 古木・巨樹

地区内に所在する指定地上流右岸のシダレザクラ・エドヒガン・ウラジロモミ、姑射橋南側のモミ、第一公園内のエドヒガン・シダレザクラ・ドウダンツツジ・クヌギ・アベマキ、第三公園北側を中心に分布するヤマザクラ、今村公園のユリノキ等の古木・巨樹については、必要に応じて整枝等を行い適切に管理すると共に、サイン計画等で位置付け公開活用する。枯損した場合は同一種又は周辺の植生と調和する郷土種により更新する。標識等の工作物を設置する場合は、名勝との調和及び対岸からの眺望に配慮した規模・形態・色彩・材質とする。

(オ) 希少植物

ミヤマウズラ等の希少植物については、その保護に配慮すると共に、種に適した森林環境の維持に努める。

イ 人文的要素

(ア) 天龍峡碑

天龍峡碑については、碑面の清掃等の適切な管理を行い、き損した場合は適切に復旧し、必要に応じて周辺の修景を行う。また、その歴史的な価値を踏まえ、サイン計画等で位置付け公開活用する。標識等の工作物を設置する場合は、名勝との調和及び対岸からの眺望に配慮した規模・形態・色彩・材質とする。

(イ) 天龍峡に関連する石碑

地区内に所在する天龍峡に関連する石碑類については、サイン計画等に位置付け、適切に公開活用する。また、き損した場合は復旧し、必要に応じて周辺の修景を行う。標識等の工作物を設置する場合は、名勝との調和及び対岸からの眺望に配慮した規模・形態・色彩・材質とする。

(ウ) 川下り舟（船着場）

この地区に所在する川下り舟の船着場については、名勝の景観との調和を図りつつ適切に維持管理し、更新は現在地で行うものとする。改修・更新にあたっては、関係機関と協議の上、名勝との調和を十分に検討した規模・形態・色彩・材質のものとする。自然災害等により現在地の使用が不可能であると判断された場合は、景観や地形への影響を精査して適切な個所に復旧する。

(エ) 公園

第一公園・第二公園・第三公園・今村公園については、その歴史的な価値を踏まえ、本来の魅力を回復するための整備を行う。園内の遊歩道の改修、四阿・トイレ等の更新、標識類（案内看板・説明看板など）・道路安全施設（転落防止柵）等の必要な施設の設置に関しては、関係機関と協議の上、名勝との調和や対岸からの視線に配慮した規模・形態・色彩・材質とする。現在使用されていない公園灯・ベンチ等の工作物は撤去する。

(オ) 遊歩道

遊歩道については、北半部・南半部それぞれの風致景観や遊歩道沿いに展開する価値を堪能することのできる整備を行う。遊歩道整備にあたっては、既存の遊歩道を活用し、標識類（案内看板・説明看板など）・道路安全施設（転落防止柵）・安全施設（落石防護柵など）・舗装・階段等の必要な施設の設置に関しては、関係機関と協議の上、名勝との調和や対岸からの眺望に十分配慮した規模・形態・色彩・材質とする。また、自然災害等により現在地の使用が不可能であると判断された場合は、周辺植生や地形への影響を精査して付け替える。

③ 本質的価値を構成する諸要素以外の要素ごとの考え方

ア 自然的要素

(ア) 指定地内の小河川

清水沢川・大畑沢川・音溝については適切に維持管理し、改修にあたっては名勝の景観との調和に十分配慮すべく関係機関と協議する。

(イ) スギ・ヒノキ植栽林、竹林

眺望や風致景観を阻害するスギ・ヒノキ植栽林や竹林は、周辺の景観への配慮やその特質を考慮した上で、関係者と協議の上、伐採・剪定等を目指す。

(ウ) 公園樹木・道路沿いの植栽

第一公園・第二公園・第三公園・今村公園の公園樹木については、天龍峡の観光開発を伝える植物も多いことから、本来の魅力を回復するように剪定・下草刈り等の適切な管理を行う。枯損した場合、移入種は更新せず、景観に調和した郷土種による更新を行う。

(エ) 外来種・移入種の植物

外来種・移入種の植物については、駆除などの対策を検討実施する。

イ 人文的要素

(ア) 神社

地域の信仰に関連する田尻稻荷社は、宗教行為とも適切に調整を図りつつ、現状の形態を維持することに努め、き損した場合は適切に復旧・整備する。

(イ) 石碑類

天龍峡に関連しない石碑類は、現状維持とし、更新にあたっては現在地で行う。

ウ 社会的要素

(ア) 建築物

建築物（家屋・四阿）については、名勝の景観との調和を図りつつ適切に維持管理し、更新は現在位置で行うものとする。また、家屋の更新にあたっては、名勝との調和を十分に検討した規模・形態・色彩・材質のものとし、四阿の更新にあたっては既存の意匠を継承した規模・形態・色彩・材質とする。

(イ) 道路

道路（市道）及び付随する擁壁については、名勝の景観との調和を図りつつ適切に維持管理する。更新にあたっては現在地で行い、擁壁は周辺の景観と調和したものとする。

(ウ) 道路安全施設

市道沿いに設置された道路安全施設（ガードレール）については、名勝の景観との調和を図りつつ適切に維持管理する。更新にあたっては名勝との調和や対岸からの眺望に配慮した規模・形態・色彩・材質とする。

(エ) 電気・通信施設

名勝の風致景観にそぐわない電気・通信施設は修景等を検討する。

(オ) 工作物

建築物（家屋・公衆便所）に付属する工作物や側溝・街灯・公園灯は、名勝の景観との調和を図りつつ適切に維持管理し、更新は現在地で行うものとする。水位の看視機器等は、天竜川流域住民の生命を守るために必要な工作物である。このため、名勝の景観との調和を図りつつ適切に維持管理する。標識等は景観に配慮した規模・形状・色彩・材質の統一的なデザインとし、外国語の表記や動線に配慮した設置を行う。公園内の現在使用されていない工作物（転落防止柵・街灯・擁壁等）は撤去を検討する。その他の工作物（公園内のベンチ・藤棚等）は名勝の景観との

調和を図りつつ適切に維持管理する。

5) 第3種規制地区

① 基本的な考え方

この地区は、住宅地に隣接し、道路（橋を含む）・駐車場・宿泊施設等の建築物が存在する地区であるため、風致景観に著しく配慮を欠くものを規制する。

② 本質的価値を構成する諸要素ごとの考え方

ア 人文的要素

(ア) 天龍峽に関連する石碑

天龍峽に関連する石碑類については、サイン計画等に位置付け、適切に公開活用する。また、き損した場合は復旧し、必要に応じて周辺の修景を行う。標識等の工作物を設置する場合は、名勝との調和及び対岸からの眺望に配慮した規模・形態・色彩・材質とする。

(イ) 遊歩道

この地区の遊歩道は、市道や県道を兼用している部分が多いため、遊歩道として安全に通行できる道路安全施設や標識類の整備が望ましい。

(ウ) 主要な視点場

姑射橋の視点場は現状維持とする。また、視点場からの眺望を阻害する景観支障木（タケ含む）は除伐・剪定等を行い、適切に管理する。

③ 本質的価値を構成する諸要素以外の要素ごとの考え方

ア 自然的要素

(ア) 公園樹木・道路沿いの植栽

市道・県道沿いのサクラ類・ツツジ類等の植栽については現状維持とし、剪定・下草刈り等の適切な管理を行う。枯損した場合、移入種は更新せず、景観に調和した郷土種による更新を行う。なお姑射橋右岸の県道沿いに植栽されたアカマツについては安全性に配慮する。

イ 人文的要素

(ア) 石碑類

天龍峽に関連しない石碑類については現状維持とし、更新にあたっては現在地で行う。

ウ 社会的要素

(ア) 建築物

建築物（宿泊施設・医院・住宅）については、名勝の景観との調和を図りつつ適切に維持管理し、更新は現在地で行うものとする。更新にあたっては、名勝との調和を十分に検討した規模・形態・色彩・材質とする。

(イ) 道路

道路（県道・市道）及び付随する擁壁については、名勝の景観との調和を図りつつ適切に維持管理する。更新にあたっては現在地で行い、擁壁は周辺の景観と調和したものとする。

(ウ) 道路安全施設

市道沿いに設置された道路安全施設（ガードレール）については、名勝の景観との調和を図りつつ適切に維持管理する。更新にあたっては名勝との調和や対岸からの眺望に配慮した規模・形態・色彩・材質とする。

(エ) 橋梁

県道・遊歩道に関わる2本の橋梁は、名勝の景観との調和を図りつつ適切に維持管理する。架け替え及び改修にあたっては、関係機関と協議の上、名勝の景観に最大限配慮した規模・形態・色彩・材質とするが、現在位置で単一の橋梁とすることが望ましい。

(オ) 駐車場

第一公園南側の駐車場は、来峡者の用に供する施設であるため、名勝の景観との調和を図りつつ適切に維持管理する。改修にあたっては、関係機関と協議の上、名勝の景観に配慮したものと

(カ) 電気・通信施設

名勝の風致景観にそぐわない電気・通信施設は修景等を検討する。

(キ) 市の所有する施設・土地

天竜峡児童遊園に関しては、名勝の景観との調和を図りつつ適切に維持管理する。また、姑射橋右岸側の市道に隣接する宿泊施設跡地については、北側からの天竜峡への入口にあたるため、名勝の公開活用に資する利用方法を検討する。

(ク) 工作物

建築物（宿泊施設・家屋）に付属する工作物や側溝・街灯は、名勝の景観との調和を図りつつ適切に維持管理し、更新は現在地で行うものとする。標識等は景観に配慮した規模・形状・色彩・材質の統一的なデザインとし、外国語の表記や動線に配慮した設置を行うものとする。姑射橋東側の使用されていない屋外広告物、県道沿いの宿泊施設跡地のコンクリート擁壁は撤去を検討する。その他の工作物は名勝の景観との調和を図りつつ適切に維持管理する。

6) 名勝周辺地域

① 開発が進んだ地区

名勝天竜峡と一体となった良好な景観を形成するように、飯田市景観条例や地区ごとの景観計画に基づき景観の保全に努める。また、指定地に隣接した天竜峡駅周辺の住宅街には、姑射橋左岸のケヤキや長野県天然記念物のネズミサシ等の古樹・巨木が所在し、名勝の景観の一部を成している。このため、これらについてもその保全に努める。

② 農地・山林が主体となる地区

現在有る良好な景観を保全し、より良い景観となるように、飯田市景観条例や地区ごとの景観計画に基づいた適切な保全を図ることが望ましい。また、山林には飯田市天然記念物であるギフチョウの食草のヒメカンアオイ・ウスバサイシン等があり、ギフチョウの生息地ともなっている。このため、山林の適切な管理を図ることが望ましい。



天龍峡の四季（冬）

7 現状変更等の取扱

ここでは保存管理の方法を踏まえ、各地区において予想される各種の現状変更等に対する共通事項を整理する。なお、文化財保護法・文化財保護法施行令等については資料編に掲載している。

(1) 文化財保護法に基づく現状変更等の考え方

史跡名勝天然記念物の現状変更等については、文化財保護法第125条で次のように規定されている。

史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のための必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

二 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

同項のただし書には、「維持の措置」・「非常災害のために必要な応急措置」・「保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」については現状変更等許可申請が不要であるとされている。このうち、「維持の措置」については、同条第2項で「維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。」とされ、これに対応する省令「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」の第4条に維持の措置の範囲が規定されている。

なお、国の機関が行う現状変更等については、文化財保護法第168条に規定されている。

以上に基づき、名勝天龍峡の指定地において、許可・同意を受けることを要しない現状変更等の範囲を次の1)～4)に示す。

1) 維持の措置

「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」の第4条による維持の範囲とは以下のとおりである。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更後の原状）に復するとき。

・名勝天龍峡における具体例としては、倒木の除去、崩落等により枯損した同種草木の補植、主要な岩や崖を遮蔽する景観支障木の間伐・枝打ち・下草刈り、岩上に堆積した土砂の撤去や下草刈り等があげられる。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき。

・名勝天龍峡における具体例としては、マツノザイセンチュウ防除のための薬剤の樹幹注入、松枯れにより立ち枯れたアカマツ・枯損木の伐採、崖面の崩落により土砂が流出した場合の土嚢設置等の応急措

置等があげられる。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、且つ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

・名勝天龍峽における具体例としては、枯損木・倒木・松枯れ防除のため伐採後に放置された処理木の除去等があげられる。

2) 非常災害のために必要な応急措置

災害が発生した場合、またはその発生が明らかに予想される場合に執られる応急処置で、名勝天龍峽では崖面崩落拡大防止のための土砂の掘削・除去、崩落した土砂・倒木等の撤去、進入防止柵・注意看板の設置等があげられる。災害復旧に係る恒常的な施設の設置は含まない。

3) 保存に影響を及ぼす行為のうち影響が軽微なもの

名勝天龍峽において、保存に影響を及ぼす行為のうち、その影響が軽微なものとしては、各種行事・祭礼等に関連する簡易工作物の設置及び撤去等があげられる。掘削等が伴う地形改変はこれに含まれない。

4) 名勝の日常的な管理及び地域住民の生活・生業に関する事項

現状変更の許可・同意を必要としない名勝の日常的な管理及び地域住民の生活・生業に関する事項としては以下のものがある。

- ・ 遊歩道沿いの森林管理のための間伐・剪定・下草刈り
- ・ 公園管理・遊歩道管理のための間伐・剪定・下草刈り
- ・ 外来種・移入種の植物の駆除
- ・ 遊歩道の小規模な破損の補修・流入土砂の除去等
- ・ 道路・水路・河川の現状維持のための補修等（路面舗装の充填等）
- ・ 住宅敷地内における日常生活上必要な簡易工作物（物干し竿等）の設置・撤去
- ・ 宿泊施設・店舗等の営業に伴う簡易工作物（縁台・仮設看板等）の設置・撤去

(2) 現状変更等の取扱に関わる共通事項

名勝天龍峽を適切に保存管理するために、現状変更等の取扱に関わる共通事項を以下のとおり定める。

- 指定地内で行う現状変更等は、すべからく名勝の保存・活用に配慮したものでなければならない。
- 指定地内で行う現状変更等は、関係機関と事前協議を十分に行い、風致景観への影響を最大限軽減した必要最小限の内容でなければならない。
- 河川法・自然公園法・飯田市屋外広告物条例等関連する各法令との調整を図るものとする。
- 飯田市景観計画に基づく地区ごとの景観計画、土地利用計画との整合性が図られるよう調整する。

8 地区区分ごとの現状変更等に関する取扱基準

ここでは5-(2) 保存管理の方法を踏まえ、地区区分ごとの現状変更等に関する取扱基準を次のとおり定める。

(1) 特別規制A地区及びB地区

特別規制A地区は、天竜川河川区域内で地形・地質のみならず、十勝の岩彫りなど人文的要素も多く、名勝天龍峡の風致景観の核心を成す重要な地区である。したがってA地区では名勝の保存・活用を目的とするもの、河川管理上必要と認められるもの以外の現状変更等は原則として許容しない地区とする。

特別規制B地区は指定地北端部及び南半部の河川区域内にあたり、性質の異なる峡谷や船着場などが存在することからA地区に準ずる重要な地区である。したがってB地区では名勝の保存・活用を目的とするもの、河川管理上必要と認められるもの、その他公益上必要と認められるもの以外の現状変更等は原則として許容しない地区とする。

両地区の現状変更等の取扱基準について、以下に共通する事項と地区別の事項を示す。

1) 建築物の新增改築・工作物等の設置

① A・B地区共通取扱事項

ア 石碑等の設置

石碑等の設置については許容しない。

② 地区別取扱事項

ア 工作物の設置

- ・ A地区においては、工作物の設置を許容しない。ただし、名勝の保存・活用を目的とするもの、川下り舟に関連するもの及び河川管理上必要と認められるもので、景観と調和したものはこの限りでない。標識類の具体的な設置基準は表6による。
- ・ B地区においては、工作物の設置を原則として許容しない。ただし、名勝の保存・活用を目的とするもの、川下り舟に関連するもの及び河川管理上必要と認められるもので、景観と調和したものはこの限りでない。標識類の具体的な設置基準は表6による。

2) 地形改変・土木工事等

① A・B地区共通取扱事項

ア 水道施設工事

水道施設工事については許容しない。

イ 遊歩道の新設・改修

遊歩道の新設・改修については、名勝の保存・活用を目的とするもの以外は許容しない。ただし、前記の場合にあっても、関係機関と協議の上、名勝の景観に十分配慮することを条件とする。遊歩道・道路安全施設・標識等の具体的な設置基準は表5・6・7による。

ウ 崩落対策工事

崩落対策工事については来訪者や地域住民の人命を守る目的のもの以外は許容しない。落石防護

柵・落石防護壁等の安全施設は、周囲の景観に調和した形態・色彩とする。

エ 河川改修

河川改修については、名勝の景観を阻害する工法による工事を許容しない。

② 地区別取扱事項

ア 土地の形質の改変、土壌・岩石の採取

- ・ 特別規制A地区においては、土地の形質を改変する行為、土壌・岩石の採取を原則として許容しない。ただし、名勝の保存・活用を目的とするもの、船着場の整備に関わるもの、河川管理上必要と認められるものについてはこの限りでない。
- ・ 特別規制B地区においては、土地の形質を改変する行為、土壌・岩石の採取を原則として許容しない。ただし、名勝の保存・活用を目的とするもの、船着場の整備に関わるもの、河川管理上必要と認められるもの、その他公益上必要と認められるものについてはこの限りでない。

イ 地区内の天竜川上空を通過する施設の設置

- ・ 特別規制A地区においては、地区内の天竜川上空を通過する施設（橋梁・電線等）の新設を許容しない。既存施設の改修・更新は、関係機関と協議の上、名勝の景観に最大限配慮した規模・形態・色彩・材質とする。
- ・ 特別規制B地区においては、地区内の天竜川上空を通過する施設（橋梁・電線等）の新設を原則として許容しない。ただし、公益上特に必要と判断されるものであって、名勝の景観に最大限配慮したものに限り許容する場合もある。既存施設の改修・更新にあたっては、関係機関と協議の上、名勝の景観に最大限配慮した規模・形態・色彩・材質とする。

ウ 電気・通信施設の設置

- ・ 特別規制A地区においては、電気・通信施設の設置を許容しない。ただし、安全確保の措置に関わるもの、河川管理上必要と認められるものについてはこの限りでない。
- ・ 特別規制B地区においては、電気・通信施設の設置を原則として許容しない。ただし、安全確保の措置に関わるもの、河川管理上必要と認められるものについてはこの限りでない。

3) 植物の採取・木竹の伐採・植栽（A・B地区共通取扱事項）

① 植物の採取

植物の採取については原則として許容しない。ただし、名勝の保存・活用を目的とするもの、安全確保の措置に関わるものについてはこの限りでない。

② 木竹の伐採

木竹の伐採については原則として許容しない。ただし、危険木・景観支障木（周辺との調和の検討及び伐採後の修景を条件とする。）についてはこの限りでない。

③ 植栽

植栽については原則として許容しない。ただし、枯損した岩場の植物の補植、修景を目的とする植栽はこの限りでない。枯損した岩場の植物を補植する場合は同一種とする。修景を目的とする植栽は周囲の植生と調和した郷土種とし、移入種・外来種は許容しない。

(2) 第1種規制地区

峡谷を覆う広葉樹林・常緑樹林が大部分を占め、奇岩・断崖、アカマツ林などの自然的要素や、天龍峡十勝・石碑類などの人文的要素も数多く存在し、特別規制A・B両地区を取り巻く位置にもあたるため重要な地区である。したがって名勝の保存・活用を目的とするもの及び関係機関の協議によって公益上特に必要と認められるもの以外の現状変更等は原則として許容しない。

1) 建築物の新增改築・工作物等の設置

① 建築物の新築・増築・改築

新築・増築については、名勝の保存・活用を目的とするもの以外は原則として許容しない。改築・建替については、原則として同一敷地内で既存建物の高さの範囲内で行うものとする。建築物及び四阿・公衆便所の具体的な基準は表3・4による。なお、景観を阻害する廃屋等は除却し修景に努める。

② 工作物の設置

工作物の設置については、名勝の景観にそぐわないものは許容しない。建築物に付属する工作物・街灯・側溝・その他の工作物（ベンチ等）は周囲の景観に調和したものとし、標識類の具体的な設置基準は表6による。現在使用されていない工作物は除却し修景に努める。

③ 石碑等の設置

名勝の保存・活用以外の設置等については許可しない。

2) 地形改変・土木工事等

① 土地の形質の改変、土壌・岩石の採取

土地の形質を改変する行為、土壌・岩石の採取については原則として許容しない。ただし、名勝の保存・活用を目的とするもの、その他公益上特に必要と認められるものについてはこの限りでない。

② 道路の新設・拡幅・改修

道路の新設・拡幅・改修については原則として許容しない。ただし、名勝の保存・活用を目的とするもの及び公益上特に必要と認められるもので、関係機関と協議の上、名勝の景観に最大限配慮したものはこの限りでない。

③ 橋梁の新設・改修・架け替え

橋梁の新設・改修・架け替えについては原則として許容しない。ただし、名勝の保存・活用を目的とするもの及び公益上特に必要と認められるもので、関係機関と協議の上、名勝の景観に最大限配慮した規模・形態・色彩・材質のものはこの限りでない。

④ 鉄道軌道の新設・改修・鉄橋の架け替え

鉄道軌道の新設については許可しない。既存の鉄道軌道の改修・鉄橋の架け替えにあたっては、関係機関と協議の上、名勝の景観に配慮した規模・形態・色彩・材質とする。

⑤ 公園整備

公園整備については原則として許容しない。

⑥ 電気・通信施設の設置

電気・通信施設の新設・増設については名勝の保存・活用を目的とするもの以外は原則として許容しない。既存の電柱・線路の更新にあたっては景観に配慮した色彩とする。

⑦ 水道施設工事

水道施設工事については既存施設の改修以外は許容しない。

⑧ 遊歩道の新設・改修

遊歩道の新設・改修については名勝の保存・活用を目的とするもの以外は許容しない。ただし、前記の場合にあっても、関係機関と協議の上、名勝の景観に十分配慮することを条件とする。遊歩道・道路安全施設・標識等の具体的な設置基準は表5・6・7による。

⑨ 崩落対策工事

崩落対策工事については来訪者や地域住民の人命を守る目的のもの以外は許容しない。落石防護柵・落石防護壁等の安全施設は、周囲の景観に調和した形態・色彩とする。

⑩ 河川改修

河川改修については、名勝の景観を阻害する工法による工事を許容しない。

3) 植物の採取・木竹の伐採・植栽

① 植物の採取

植物の採取については原則として許容しない。ただし、名勝の保存・活用を目的とするもの、安全確保の措置に関わるもの、その他公益上必要と認められるものについてはこの限りでない。

② 木竹の伐採

木竹の伐採については原則として許容しない。ただし、危険木・景観支障木（周辺との調和の検討及び伐採後の修景を条件とする。）、その他公益上必要と認められるものについてはこの限りでない。

③ 植栽

植栽については原則として許容しない。ただし、枯損した岩場の植物の補植、修景を目的とする植栽はこの限りでない。枯損した岩場の植物を補植する場合は同一種とする。修景を目的とする植栽は周囲の植生と調和した郷土種とし、移入種・外来種は許容しない。

(3) 第2種規制地区

指定説明にも示された公園が主体となる地区で、観光利用のための人為による変容が見られ、公開活用上必要な開発等が行われているが、名勝の風致景観上、一定の役割を果たしている地区である。したがって、名勝の保存・活用を目的とするもの、公益上必要と認められるもの以外の現状変更等は原則として許容しない。

1) 建築物の新增改築・工作物等の設置

① 建築物の新築・増築・改築

新築・増築については名勝の保存・活用を目的とするもの以外は原則として許可しない。改築・建替については、原則として同一敷地内で既存建物の高さの範囲内で行うものとする。建築物及び四阿・公衆便所の具体的な基準は表3・4による。

② 工作物の設置

工作物の設置については名勝の景観にそぐわないものは許容しない。建築物に付属する工作物・街灯・側溝・その他の工作物（ベンチ等）は周囲の景観に調和したものとし、標識類の具体的な設置基準は表6による。現在使用されていない工作物は除却し修景に努める。

③ 石碑等の設置

名勝の保存・活用以外の設置等については許可しない。

2) 地形改変・土木工事等

① 土地の形質の改変、土壌・岩石の採取

土地の形質を改変する行為、土壌・岩石の採取については原則として許容しない。ただし、名勝の保存・活用を目的とするもの、その他公益上必要と認められるものについてはこの限りでない。

② 道路の新設・拡幅・改修

道路の新設については原則として許容しない。ただし、名勝の保存・活用を目的とするもの、公益上必要と認められるものはこの限りでない。既存道路の拡幅・改修及び歩道の設置については必要最小限の範囲とする。道路の法面崩落防止用の擁壁は、コンクリートが露出しないように周辺の植生と調和した植物による緑化あるいは野面石積工等を用い、周囲の景観に調和したものとする。道路安全施設（ガードレール等）の具体的な設置基準は表5による。

③ 公園整備

公園整備については現状の維持管理及び現在地での改修・更新以外は許容しない。公衆便所・四阿等の建築物及び転落防止柵等の安全施設の具体的な基準は表4・6による。

④ 電気・通信施設の設置

新設・増設は、最小限必要な範囲で景観に配慮した色彩のもの以外は許容しない。

⑤ 水道施設工事

新設・増設・改修については最小限必要な範囲以外は許容しない。

⑥ 遊歩道の新設・改修

遊歩道の新設・改修については名勝の保存・活用を目的とするもの以外は許容しない。ただし、前記の場合にあっても、関係機関と協議の上、名勝の景観に十分配慮することを条件とする。遊歩道・道路安全施設・標識等の具体的な設置基準は表5・6・7による。

⑦ 崩落対策工事

崩落対策工事については来訪者や地域住民の人命を守る目的のもの以外は許容しない。落石防護柵・落石防護壁等の安全施設は、周囲の景観に調和した形態・色彩とする。

⑧ 河川改修

河川改修については名勝の景観を阻害する工法による工事は許容しない。

3) 植物の採取・木竹の伐採・植栽

① 植物の採取

植物の採取については原則として許容しない。ただし、名勝の保存・活用を目的とするもの、安全確保の措置に関わるもの、その他公益上必要と認められるものについてはこの限りでない。

② 木竹の伐採

木竹の伐採については原則として許容しない。ただし、危険木・景観支障木（周辺との調和の検討及び伐採後の修景を条件とする。）、その他公益上必要と認められるものについてはこの限りでない。

③ 植栽

植栽については原則として許容しない。ただし、修景を目的とする植栽及び公園樹木の更新はこの限りでない。修景を目的とする植栽は周囲の植生と調和した郷土種とする。公園樹木の更新は同一種もしくは郷土種とし、移入種・外来種は許容しない。

(4) 第3種規制地区

住宅地に近接し、既に道路（橋を含む）・駐車場・建築物等が存在する地区である。したがって、名勝の保存・活用に関わるもの及び地域住民の生活に関わるもので、風致景観に著しく支障をきたすもの以外の現状変更等は許容する。

1) 建築物の新增改築・工作物等の設置

① 建築物の新築・増築・改築

新築については名勝の保存・活用を目的とするもの以外は原則として許可しない。増築・改築・建替については原則として同一敷地内で既存建物の高さの範囲内で行うものとする。建築物の具体的な基準は表3・4による。

② 工作物の設置

工作物の設置については名勝の景観にそぐわないものは許容しない。建築物に付属する工作物、街灯、側溝、その他の工作物（ベンチ等）は周囲の景観に調和したものとし、標識類の具体的な設置基準は表6による。現在使用されていない工作物は除却し、修景に努める。

③ 石碑等の設置

名勝の保存・活用以外の設置等については許可しない。

2) 地形改変・土木工事等

① 土地の形質の改変、土壌・岩石の採取

土地の形質を改変する行為、土壌・岩石の採取は最小限必要な範囲以外は原則として許容しない。

② 道路の新設・拡幅・改修

道路の新設については原則として許容しない。ただし、名勝の保存・活用を目的とするもの、その他公益上必要と認められるものはこの限りでない。既存道路の拡幅・改修及び歩道の設置については、必要最小限の範囲とする。道路の法面崩落防止用の擁壁は、コンクリートが露出しないように周辺の植生と調和した植物による緑化あるいは野面石積工等を用い、周囲の景観に調和したものとする。道路安全施設（ガードレール等）の具体的な設置基準は表5による。

③ 橋梁の新設・改修・架け替え

橋梁の新設については原則として許容しない。改修・架け替えは、関係機関と協議の上、名勝の景観に最大限配慮した規模・形態・色彩・材質とする。

④ 公園整備

名勝の保存・活用を目的とする公園整備以外は許容しない。公衆便所・四阿等の建築物及び転落防止柵等の安全施設の具体的な基準は表4・6による。

⑤ 電気・通信施設の設置

新設・増設は、最小限必要な範囲で景観に配慮した色彩のもの以外は許容しない。

⑥ 水道施設工事

新設・増設・改修については最小限必要な範囲以外は許容しない。

⑦ 崩落対策工事

崩落対策工事については来訪者や地域住民の人命を守る目的のもの以外は許容しない。落石防護柵・落石防護壁等の安全施設は、周囲の景観に調和した形態・色彩とする。

⑧ 河川改修

河川改修については、名勝の景観を阻害する工法による工事を許容しない。

⑨ 遊歩道の新設・改修

遊歩道の新設・改修については名勝の保存・活用を目的とするもの以外は許容しない。ただし、前記の場合にあっても、関係機関と協議の上、名勝の景観に十分配慮することを条件とする。遊歩道・道路安全施設・標識等の具体的な設置基準は表5・6・7による。

3) 植物の採取・木竹の伐採・植栽

木竹の伐採については原則として許容しない。ただし、危険木・景観支障木（周辺との調和の検討及び伐採後の修景を条件とする。）、その他公益上必要と認められるものについてはこの限りでない。家屋・宿泊施設敷地内の植物の採取・木竹の伐採については周囲の景観に配慮したもの以外は許可しない。植栽は周囲の景観を損なわないように、移入種・外来種を持ち込まないことが望ましい。道路沿いの植栽の更新は、同一種もしくは郷土種とし、移入種・外来種は許容しない。

表3 建築物の増築・改築・建替え基準

屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勾配屋根とする ・ 材料に自然素材を用いるか、又は色彩を焦げ茶色もしくは灰色・黒色とする。
壁面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 材料に自然素材を用いるか、周囲の景観と調和する色彩とし、茶系色・灰色・ベージュ色・クリーム色・オリーブ系色を用いる。
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一敷地内の既存建物の最高所を上回らない高さとする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガスボンベ・エアコン室外機等の建築物に付属する施設は、露出しないように周囲の景観に配慮した木製塀等で遮蔽する。もしくは、目立たない位置に設置する。

表4 四阿・公衆便所の設置基準

屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の増築・改築・建替え基準に準ずる。
壁面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の増築・改築・建替え基準に準ずる。
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改築・建替の場合、同一敷地内の既存建物の最高所を上回らない高さとする。 ・ 新築の場合、指定地内の同種建築物の高さを上回らないものとする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の増築・改築・建替え基準に準ずる。

表5 道路安全施設（ガードレール等・転落防止柵・進入防止柵）の設置基準

ガードレール等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路に設置するものは鋼製で黒色・焦茶色を基本とし、周囲の景観に調和した色彩とする。
転落防止柵・進入防止柵	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊歩道に設置するものは、木製・鋼製を設置個所の特性に合わせて使用する。色彩は、いずれも焦げ茶系色とする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリート部が露出しないように配慮する。

表6 標識等（案内板・説明版・指示板・道路標識等）の設置基準

標識等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表面の意匠は、名勝の景観に配慮したものとし、種類ごとに形状を統一する。 ・ 支柱及び裏面は焦げ茶系色とし、コンクリートが露出しないよう配慮する。 ・ 道路標識は、景観に配慮した適切な位置に設置する。
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表7 遊歩道の設置基準

遊歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石段の材質については、花崗岩の自然石又はビシャン仕上げした花崗岩を、現地の状況に応じて用いる。 ・ 路面を整える場合には、地道の仕上げが望ましいが、安全性に配慮すべき個所については、転圧による仕上げや景観と調和した色彩の舗装を用いて良い。 ・ 遊歩道の擁壁は、コンクリート部が露出しないように花崗岩を貼り付ける（野面石積工）。 ・ 道路安全施設・標識等の設置基準は表5・6に基づくものとする。
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第Ⅳ章 公開・活用

名勝天龍峽の保護のためには、適切な公開・活用が大切である。適切な公開・活用のために名勝の保全・管理及び普及啓発・公開活用の方針・方法等を示すことが必要である。

1 保全・管理

(1) 森林の管理

名勝天龍峽の風致景観を構成する要素の一つである森林には、風情の醸成、背景の形成、修景効果、眺望及び景観を損なう人工物の遮蔽や、動植物の生息場所、森林セラピー等の多様な役割を担っている。このような森林の機能を総合的に踏まえた上で、視点場からの眺望の復元、森林景観の維持、安全確保といった視点から行う適切な伐採・枝打ち等に関する計画の策定及び継続的な管理が必要である。また、松枯れによるアカマツ林の被害に対する適切な対策を講じ、処理木等も現地から撤去する等の風致景観への配慮が必要である。また、希少植物の保護、アカマツや減少する植物の補植のための育苗についても検討が必要である。

(2) 岩や崖の適切な管理

天龍峽十勝など主要な景観を構成する奇岩・断崖について、上記(1)に示した森林の管理と合わせ、視点場からの眺望に配慮した管理が必要となる。また、花崗岩の特性から風化・侵食等の自然営力により崩落する可能性もあるため、継続的に調査等を行い、安全確保も考慮した対策を講ずる必要がある。

(3) 河川環境の保全

現在の河川環境を保全する上で、水質・水量や川下り舟航路の確保に関連して浚渫等の河川整備が必要である。河川管理者等の関係機関と密接に連携し、文化財保護の観点からの配慮も含め協議していくことが必要である。

(4) 指定地内の風致の向上

指定地内に所在する廃屋や建築物の廃墟は、風致景観の阻害要因となっている。このため関係者と協議し、撤去を視野に入れた対策を講じる必要がある。また既存の建築物についても、今後の改修等に当たっては、風致景観へ十分配慮するよう協力を求めていく必要がある。また、既存の遊歩道、安全柵・案内看板等の工作物も、風致景観に配慮した色彩や構造を十分検討した上で統一的に改修・整備し、指定地内の風致の向上に努める必要がある。

(5) 指定地外の景観の維持及び向上

名勝天龍峽の風致景観を保全していくためには、名勝地に配慮した周辺地域の景観の形成を図る必要があるが、名勝天龍峽及び周辺には使用されていない建築物・工作物等の景観に影響を及ぼすものも存在する。このため、風致景観への配慮について協力を求めていく必要がある。

また、本市においては良好な景観の形成を目的に、「景観計画」と緑地の保全と緑化の推進を目的とする「緑の基本計画」が制定されている。本保存管理計画と整合性を図り、緊密に連携する必要がある。

(6) 人文的要素の保存

名勝天龍峽において、人文的要素と結びついた景観には、天龍峽十勝の岩彫り・天龍峽碑・天竜川下り舟がある。景観のみならず天龍峽の歴史を語る上でも重要であることから、現状調査などを行い、保存のための具体的措置について検討する必要がある。

2 普及啓発・公開活用に関する整備

(1) ガイダンス施設等の整備

来峽者へ名勝天龍峽の魅力を余すことなく伝えるとともに、名勝天龍峽を広く発信するためのガイダンス施設やインフォメーション施設が必要である。そこでは本質的価値を構成する諸要素や天龍峽の歴史の解説、『龍峽小唄』等の天龍峽に関連する歌謡や文芸作品等の紹介、イベント情報・周辺施設情報・遊歩道上の危険注意情報の提供、パンフレットやインターネット等による情報発信機能等が求められる。また現地を案内する観光ボランティアガイドの育成及び活動等の体制作りも必要である。

(2) 遊歩道・視点場及び関連施設整備

既存の遊歩道は、姑射橋からつつじ橋の兩岸を周遊するルートが設定されているものの、遊歩道上に弱者への配慮や安全性が確保されていない箇所や、遊歩道上の施設が老朽化し風致景観を阻害する箇所も見られる。遊歩道沿いに点在する主要な視点場も、樹木の繁茂等により眺望を阻害され、安全面に課題のある箇所も多い。このため、既存の遊歩道と関連施設の改修・更新及び視点場の整備が必要である。

一方、つつじ橋から下流の南半部は、活用されることなく放置されてきた現状がある。このため豊かな自然環境は残されてきたものの、管理不足から今後の荒廃が懸念される。更に、本質的価値を構成する要素が集中する北半部の風致景観にも影響を及ぼすことも考えられる。したがって、南半部の適切な保存管理と、その本質的価値を構成する要素を公開活用するために、遊歩道整備と関連施設整備が必要となる。また、名勝天龍峽全体を觀賞するためには、これらの遊歩道が全周可能となり、駐車場等の関連施設と連結したルート設定と整備が必要である。

(3) 公園整備

指定説明にも記された天龍峽第一・第二・第三公園及び今村公園は、そこに所在する多くの本質的価値を構成する諸要素や歴史的背景にもかかわらず、園内の管理が不十分なため、本来の魅力を失いつつある。公園本体はもとより、園内に所在する本質的価値を構成する諸要素の保存と公開活用を図るための公園整備が必要である。また、上記の遊歩道整備とも関連付け、その一部として公園内の散策路の設置や休息施設の整備も必要となる。

(4) 自然学習の機会の充実

名勝天龍峽の自然は、伊那谷の縮図ともいえる豊かさを有し、地質学的にも興味深い事象を見ることができる。こうした本質的価値の構成要素を、地域住民のみならず来峽者も含めて現地で学習・体感する機会を充実させ、その保護に関する意識を向上させていく必要がある。

(5) 船着場の検討

名勝天龍峡の本質的価値を構成する要素の一つであり、重要な視点場である天竜川下り舟は、継承すべき天龍峡の文化である。今後、既存の船着場の整備・更新や、岩盤崩落によって閉鎖されている船着き場に代わる船着き場設置の必要性が生じることが予想されるため、関係者・専門家・関係機関による十分な検討が必要となる。

(6) 安全管理対策

名勝天龍峡は、地質的な特徴から、岩盤の崩落や倒木の危険性が存在する。また、航路にもあたる河川の安全確保も重要となり、事故予防のため、安全管理対策等を実施する必要がある。また、上記(1)と関連して、遊歩道上の危険情報を発信することも必要である。

(7) 周辺施設との連携

指定地周辺には、観光に関連する施設として「天龍峡百年再生館」や飯田市が第三セクターで開発した「名勝天龍峡温泉」の源泉施設と、ここから給湯される温泉を供する「天龍峡温泉交流館」及び民間の宿泊施設が所在する。こうした施設は、来峡者の休息施設として重要なため、天龍峡の魅力の一つとして位置付け、源泉の管理や施設間の連携が必要となる。

学習に関連する施設としては、指定地北端部に近接して「天竜川総合学習館かわらんべ」が所在する。名勝天龍峡のみならず天竜川やその周辺の自然学習の拠点として期待される。

天龍峡インターチェンジ周辺では「天龍峡花の里事業」として、地域住民が主体となった「信州大そば」の花畑作りが進められており、南信州の玄関口にふさわしい空間作りが取り組まれている。

南北に広がりを持つ名勝地全体を有効に活用していく上では、上記の施設間の連携が必要であり、併せて施設と名勝地を結ぶ動線も考慮する必要がある。

(8) 周辺整備

1) 天龍峡再生道路（市道川路220号線）

名勝天龍峡への車両動線は、道幅の狭い県道や市道が利用されている。来峡者のみならず、地域住民も同じ路線を用いるため、交通の混雑をもたらす場面も見られる。このため、新たな車両動線の整備が必要となる。飯田市では、こうした状況を緩和するため、天龍峡インターチェンジから「天竜川総合学習館かわらんべ」方面を結ぶ道路である「天龍峡再生道路（市道川路220号線）」を計画し、平成19年度より事業実施している。全線開通により、天龍峡再生道路を経て北側の天龍峡駐車場へ車両を誘導することも可能となる。

2) 三遠南信自動車道・天龍峡大橋

三遠南信自動車道は、地域住民の強い要望の中で、中山間地域の限界集落と市街地を結び、医療・防災面でのライフラインの一翼を担うとともに、かつて秋葉街道や遠州街道を通じての交流圏であった三河・遠江・南信州の地域間交流を復活させ、東名・中央両高速道路と結ぶことによって、更なる広域的

な交流・連携を図ることを目的に計画された飯田～浜松を結ぶ高規格道路である。

ルート計画には名勝天龍峽が所在するため、工事主体者である国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所では、名勝天龍峽を避けるための計画路線位置とインターチェンジ成立の可否について様々な角度から検討したものの、経済的・社会的諸条件などを総合的に考慮した結果、平成4年に名勝天龍峽の南端部を横断する路線が決定され、平成17年には橋長290m（当時）の天龍峽大橋の架橋が計画された。

この架橋位置は名勝天龍峽の南半部に該当するが、この南半部は、落葉広葉樹林・照葉樹林といった多様な林相の中に希少な動植物が生息し、北半部と異なる風致景観も展開する地域として、本保存管理計画では第1種規制地区に含まれる。そして橋梁が上空を通過する河川域は、名勝天龍峽を鑑賞する川下り舟が通過する地域で、特別規制B地区にも該当する個所である。

路線決定の過程においては、計画主体である国土交通省と、管理団体である飯田市をはじめ、長野県教育委員会、文化庁など名勝の保護にあたる機関との間で緊密な情報交換が不足していた時期があり、その結果、名勝の保護に対する配慮が不十分なまま路線決定が行われるという極めて遺憾な経緯がある。

この計画の決定によって名勝天龍峽の観賞上の価値と良好な風致景観への負荷は避けられない状況に立ち至ったため、国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所では、上記の情報交換不足の事態を最大限是正するとともに、「名勝天龍峽大橋・構造検討委員会」を設置して、橋梁が風致景観に与える負荷を最小限とするための方策の検討と、名勝天龍峽の普及・公開に資するための施設及び周辺の整備を、指定地に隣接するインターチェンジ周辺等で計画することにした。また、この整備計画に関しては、後述する飯田市が設置した組織とも調整を図りつつ内容が検討・立案された。

一方、名勝の管理団体である飯田市の関連機関においても、路線決定に関する情報交換が不足していたため、名勝の保護に対する機敏な対応に遅れをとった遺憾な経過がある。こうした事態を是正するため、公共事業に関わる史跡・名勝・天然記念物に関する保護協議を例年実施し、その保護に遺漏が無いように努めるとともに、民間による開発計画に関しても同様な努力を最大限に払っている。

そして名勝天龍峽に関しては、第V章に示すとおり、本保存管理計画の運営組織として「名勝天龍峽保護活用協議会」及び関連行政機関の連携・情報交換を目的とする「名勝天龍峽保護活用検討委員会」を設置し、保存管理体制の強化に努めるとともに、名勝全体の保存・活用を目的とする整備計画を策定した。なお、この整備計画は、前述の「名勝天龍峽大橋景観・構造検討委員会」によって立案された計画と連携した内容となっている。

三遠南信自動車道及び天龍峽大橋は、地域住民からの強い社会的要請を踏まえた計画ではあるものの、その建設が名勝天龍峽の価値に多大なる影響を与えることは否めない。しかし、前述のとおり、工事主体である国土交通省の橋梁に関する十分な検討によって、名勝の風致景観に与える負荷を最大限減ずるとともに、管理団体である飯田市が関係機関とも連携しつつ、指定地の南半部を含む名勝天龍峽の全体について適切に活用し、その風致景観上の価値の更なる普及啓発に最大限努めることによって、名勝天龍峽の将来にわたる保存継承と文化財を核とする地域づくりが可能となる。

第V章 運営・運用

名勝天龍峡の適切な保護のためには、適切な保存管理と公開活用を連動させ、効果的に実施できる運営・運用体制を確立することが不可欠である。具体的には、管理団体である飯田市の責務を示し、適切な保存管理を目的とする機関の設置及び整備計画を策定し、関係部署の役割分担・連携協力の方法等について定めることが必要である。

1 管理団体である飯田市の責務

名勝天龍峡は、前述のとおり、その大半が個人所有地であり、その他に国・県・市の所有地で構成されている。しかし指定地の大半が急峻な崖面や山林であり、個人所有者による管理が困難な面もあるため、飯田市が管理団体として指定され、名勝天龍峡の適切な保存管理に努めてきたところである。

飯田市は、今後とも本計画において明確化した名勝天龍峡の本質的価値を構成する諸要素を確実に保存管理することに努め、これらがき損した場合は、所有者・関係機関等とすみやかに連携し、き損の拡大防止の措置や復旧を図ることとする。

また、名勝天龍峡の地質学的な特性から、風水害による崖面の崩落や落石、倒木等が発生し、遊歩道が長期にわたり使用できない状況が生ずることが多い。こうした場合、名勝天龍峡の構成要素の適切な保存と観光客の安全管理の観点から、速やかな現状変更等の許可申請とその実施が求められる。このため、危険防止・安全管理に関わる現状変更等に関しては、文化財保護法施行令第5条第4項1号ヌの「管理のための計画」を策定し、許可権限の委譲を受けることが望ましい。

2 名勝天龍峡保護活用協議会・名勝天龍峡保護活用検討委員会の設置

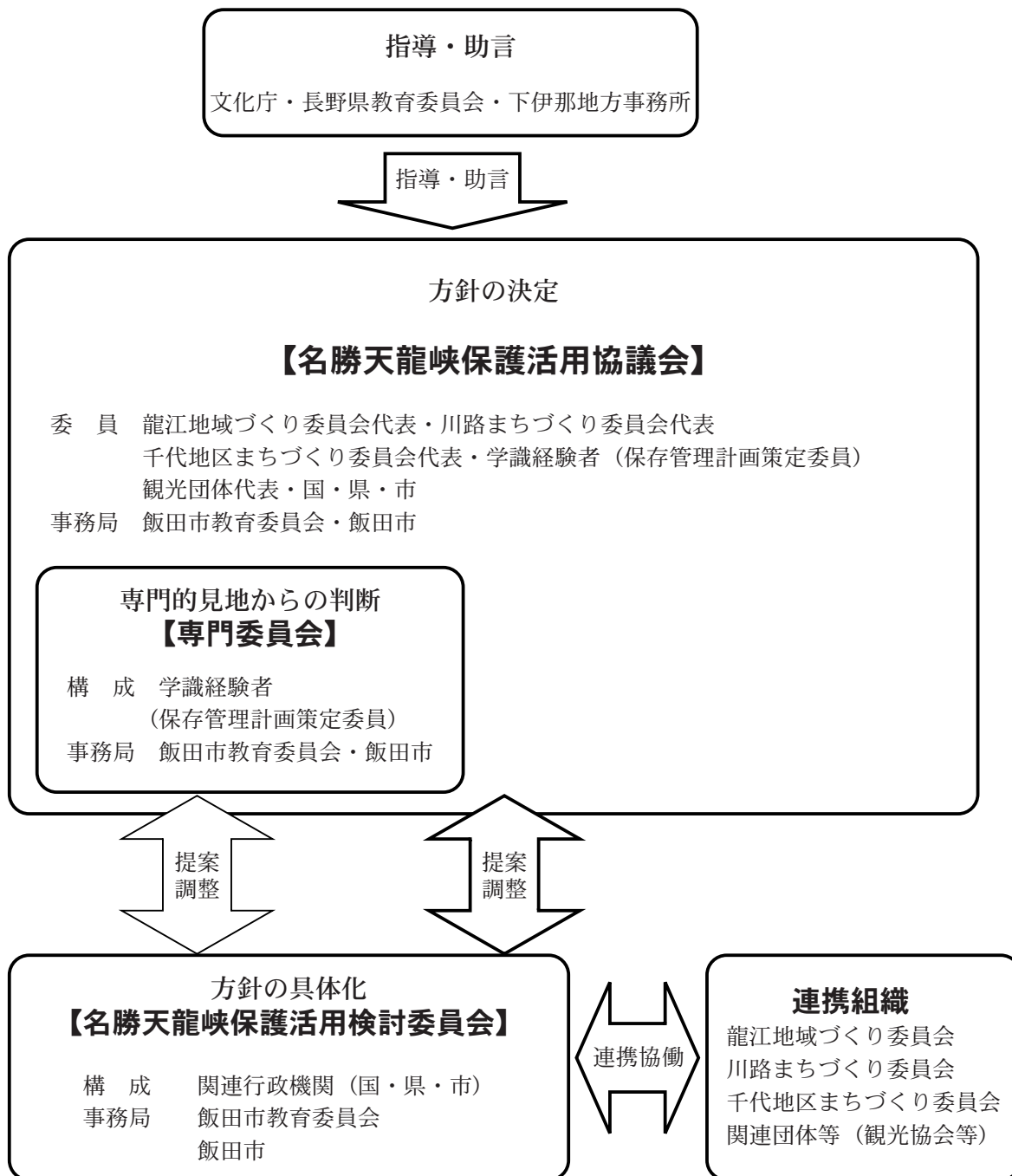
飯田市では、第IV章で述べてきた名勝天龍峡の適切な保存管理・公開活用の構想を具体化するために、名勝天龍峡整備計画の策定に着手した。整備計画策定にあたっては、「名勝天龍峡保護活用協議会」及び関連行政機関による検討機関である「名勝天龍峡保護活用検討委員会」を設置し協議を行った。

(1) 組織の運用

- ・ 名勝天龍峡保護活用協議会及び名勝天龍峡保護活用検討委員会は、本保存管理計画に基づき、名勝天龍峡の適切な保存管理・公開活用を実現するための整備計画策定を目指す。
- ・ 個々の整備については、その内容に関する詳細計画を協議会で検討実施する。
- ・ 個々の整備に関する詳細計画や課題等について、必要に応じて専門委員会を別途開催し、各専門的見地からの検討を加える。
- ・ 今後、本保存管理計画に定めのない課題が天龍峡において生じた場合、その対応については協議会で協議・決定する。

(2) 組織及び運営体制

名勝天龍峡保護活用協議会及び名勝天龍峡保護活用検討委員会の組織及び保存管理に係る運営体制は以下のとおりである。



3 名勝天龍峡整備計画の概要

「名勝天龍峡整備計画」は、本保存管理計画に基づき、名勝の適切な保存管理・公開活用を実現するための計画として、前述の名勝天龍峡保護活用協議会において策定された。その計画は、Ⅰ. 名勝天龍峡整備計画、Ⅱ. 整備に向けた理念及び方向性、Ⅲ. 現状の把握、Ⅳ. 整備の基本方針、Ⅴ. 整備計画、Ⅵ. 事業計画、Ⅶ. 事業計画の実施の7章から構成される。以下に概要を示す。

(1) 整備に向けた理念と方向性

百年前の名勝天龍峡は、「自然の美」・「人為の美」・「人心の美」の3つの美が結実した姿であり、その存在感を広く示していた時代である。その姿を理想とした再生を目指すと共に、新たな魅力を創生することを『天龍峡百年再生』として整備理念に掲げる。これを目指した整備の方向性として、「自然の美」については北半部における景観の再生と南半部における潜在化した魅力の活用及びそれぞれの対比による新たな魅力の創生、「人為の美」については、当時の人々によって付加された人文的要素の再評価及び遊歩道・公園整備による魅力の創生、「人心の美」については、安全情報の提供や天龍峡ガイド及びパトロール体制の整備など、来訪者に対する応接を主眼とした主にソフト面での整備があげられる。

(2) 整備の基本方針

名勝天龍峡の現状を踏まえ、本保存管理計画で示された名勝の本質的価値の適切な保存と確実な継承を前提とする。その上で、本質的価値を構成する諸要素の普及公開、優れた風致景観の観賞方法の整備、名勝天龍峡を核とする地域づくりを整備の基本方針とする。

(3) 地区区分と地区別整備方針

基本方針を具体化するために、名勝天龍峡及びその周辺部について現状の利用形態や特性を考慮し、「ゾーン1：指定地北端部から姑射橋まで」、「ゾーン2：天龍峡インターチェンジ周辺」、「ゾーン3：姑射橋からJR鉄橋周辺」、「ゾーン4：天龍峡第一・二・三公園、今村公園、天龍峡公園周辺」、「ゾーン5：指定地南半部西岸上段平坦部」、「ゾーン6：南半部東岸からJR千代駅周辺」、「ゾーン7：指定地南半部西岸峡谷斜面から天竜川」の7つに区分すると共に、それぞれの地区について「天龍峡を目的地とした来訪者の起終点に相応しい場」・「天龍峡を中継地とした来訪者の起終点に相応しい場」、「急峻な峡谷が体感できる場」・「自然に親しみ人々が交流できる場」・「里山の心地良さを体感できる場」・「森と川を古道でめぐる場」・「背景として相応しい場」の7項目を地区別整備方針とする。

(4) 整備計画・事業計画・事業行程

地区別整備方針を踏まえ、各地区の整備に必要な事項を整備計画として示した上で、それらを12の事業計画として具体化した。その内容としては、奇岩等保存事業・アカマツ林保護対策事業・森林管理整備事業等の自然的要素に関連する5つの事業と、天龍峡十勝等保存事業・遊歩道等整備事業・公園整備事業の人文的要素に関連する3つの事業及び街なみ環境整備事業・インフォメーション施設等整備事業等の社会的要素に関連する4つの事業がある。また、指定地全体に関わり、川下り舟の保存継承に向けた調査研究、安全管理対策に関する整備、案内ガイド育成や学習会開催等の普及啓発周等の事業も計画

している。諸事業の実施時期は平成21年度～25年度までを第Ⅰ期、平成26年度以降の第Ⅱ期とし、それぞれの事業実施主体として飯田市・長野県飯田建設事務所・国土交通省飯田国道事務所・地元関係団体等を示した。

(5) 事業推進体制と実施上の課題の整理

事業推進にあたり、飯田市・飯田市教育委員会・名勝天龍峡保護活用協議会・名勝天龍峡保護活用検討委員会・地元組織のそれぞれが担う役割と課題を明確にした。飯田市が担う役割は、事業の確実な推進と整備後の活用の促進であり、事業実施に向けた組織体制の充実が必要となる。飯田市教育委員会が担う役割は、本保存管理計画の適切な運営・運用であり、名勝の継続的な調査・研究も必要になる。また名勝天龍峡保護活用協議会は、総合調整機関として本保存管理計画の適切な運用と、整備計画に関する詳細部分の検討等を担うため、これに向けた組織の一部見直しも必要となる。名勝天龍峡保護活用検討委員会は、事業実施に向けた関係機関の企画立案及び連絡調整の場として今後とも継続する必要がある。また、まちづくり委員会などの地元組織や関連団体についても、名勝を核としたまちづくりの一翼を担うため、整備計画の実施に積極的な参画が求められる。この他に、行政機関・市民・関係機関及び団体による整備に関する情報の共有化、土地所有者及び地域住民の理解と協力、事業手法の検討も課題としてあげられる。

4 整備計画実施に向けた行政外との連携

名勝天龍峡は、多くの土地所有者・地域住民・関連団体の協力により、現在まで継承されてきた歴史がある。このため、こうした方々に名勝の価値と保存管理の基本的な考え方を十分説明し、今後とも理解と協力を得ることが肝要となる。また、前述の整備計画を実施するにあたっては、土地所有者・地域住民・関連する団体が参画することによって、名勝に対する理解を促すと共に、名勝への愛着を深めることができる。こうした意識の醸成は、その本質的価値を将来にわたり確実に保存継承していくための担保となりうる。このため、整備計画の実施にあたっては、管理団体である飯田市を主体としながらも、土地所有者・地域住民・関連する団体と密接に連携し、積極的な参画を得られるように努めることが必要である。

結びに ー保存管理計画の適切な運用に向けてー

本保存管理計画では、名勝天龍峽を自然・人文・風致景観の観点から精査し、その本質的価値を構成する要素や本質的価値を構成する要素以外の要素を明らかにしてきました。これによって、今まで見過ごしてきた価値や、新たな課題が明確になり、名勝の保存活用に向けた具体的な方針を提示することができました。

本計画を受け、飯田市では、保存管理体制の強化と整備計画の策定を行い、名勝天龍峽の保存活用に向けた取り組みを進めているところです。

ところで、名勝天龍峽が今日まで保存継承されてきた歴史を振り返ると、地域住民の天龍峽に寄せる思いが大きく関わっていたことがわかります。公園整備・遊歩道、天竜川の水位の上昇に伴う景観変化の回復など地域住民が関与した保護活動は数多くあります。保存管理計画を適切に運用し名勝天龍峽を未来にわたって継承するためには、行政のみならず、地域住民のこうした思いが最も必要であることは明らかです。

したがって、名勝天龍峽の優れた価値を普及啓発する施策こそ、天龍峽に対する地域住民の思いを更に強めると共に、保存管理計画の適切な運用の第一歩となり得ます。そして保存管理に関する法令等の解説や保存管理手法の研修会を開催することによって、地域で天龍峽の保存管理を担う人材の育成も可能となります。更に、行政と地域住民が協働して保存管理活動を展開することのできる推進母体の設立・育成・支援も急務となってきます。こうした活動が進展し、そこに住まう人々を結びつけ、地域づくりの核となつてこそ、名勝天龍峽の保護に繋がるといえます。

今後、飯田市では上記の課題を整理し、地域住民の理解と協力を得ると共に、関係機関と連絡調整を密にし、本計画を基軸にした名勝の適切な保存管理を推進してまいります。そして天龍峽が飯田市民の誇りとなり、来訪者へ感動と喜び与える「名勝天龍峽」となり続けるように、一層の努力を傾注してまいります。

文末になりましたが、本保存管理計画の策定にあたっては、信州大学農学部教授佐々木邦博先生を座長に、各分野の専門委員の皆様によるご審議をいただき、文化庁文化財部記念物課、長野県教育委員会文化財・生涯学習課のご指導を賜りました。ここに御礼申し上げますと共に今後ともご指導ご鞭撻の程をお願い申し上げます。

平成22年10月

飯田市教育委員会教育長 伊澤宏爾

天龍峽に関する引用・参考文献

- 上柳 緑 1912 『天龍峽』
- 本多静六 1928 『天龍峽風景利用策』 伊那電気鐵道株式会社
- 八木貞助 1932 「名勝天龍峽」『史蹟名勝天然記念物調査報告』第13輯
- 竹内利美 1938 『南伊那農村誌』 山村書院
- 北原痴山 1938 『伊那名勝誌』 山村正雄
- 今村良夫 1952 『天龍峽』 下伊那短歌協会
- 今村良夫 1959 『天龍峽百十年の記録』
- 愛知県・長野県・静岡県 1965 『天竜・奥三河自然公園調査書』
- 中日新聞編 1974 『天竜川』 中日新聞本社
- H・W・オウラーク 1976 「天龍川下り」『伊那』第24-7号 伊那史学会
- 森本信也 1976 「弁天遊舟会」『伊那』第24-4号 伊那史学会
- 天竜舟下り株式会社社史編集委員会 1978 『天竜舟下り十年史』 天竜舟下り株式会社
- 今村良夫・真直編著 1979 『天龍峽－歴史と叙情－』 信濃路
- 松尾村誌編纂委員会 1982 『松尾村誌』 松尾村誌刊行委員会
- 今村真直 1986 『天龍峽で見た天龍川水位の変遷』 建設省中部建設局天竜川上流工事事務所
- 東京南辰会 1987 『下伊那写真帖（復刻）』 復刻発行・東京南辰会
- 今村真直 1987 「天龍川の治水－竜峽地区を中心に－」『伊那』第35-2号 伊那史学会
- 川路村誌編纂委員会 1988 『川路村誌』 川路村誌刊行委員会
- 今村真直 1988 『天龍川・川路治水論－その歴史・経過と「合意形成」の視点』
- 村澤 武 1990 『天龍川流域の村々』 建設省中部建設局天竜川上流工事事務所
- 奥村頼人 1993 『天竜に棹さして－二十五年史－』 天竜舟下り株式会社
- アーネスト・サトウ編著 庄田元男訳 1996 『明治日本旅行案内（中巻）ルート編 [I]』 株式会社 平凡社
- 龍江村誌編纂委員会 1997 『龍江村誌』 龍江村誌刊行委員会
- 今村真直 1997 『天龍峽紀行－歴史と名勝周遊－』 天竜峽景勝の保全復元を願う会
- 木下忠行・牧内章志・熊谷房夫・今村輝一 1997 『名勝天龍峽命名150周年記念誌』
名勝天龍峽命名150周年記念事業実行委員会
- 川路村誌編纂委員会 1988 『川路村誌』 川路村誌刊行委員会
- 原 守夫 2000 『伊那谷今昔 下伊那写真帖』
- 飯田市川路水害予防組合 2003 『天竜川川路水防史統編』
- 川村 宏 2004 『ウェストンと恵那登山と天竜川下り』
- 今村真直 2006 「研究発表2 天龍峽右岸飯田市川路地区 治水事業の歴史十三話の記」
『伊那』第54-6号 伊那史学会
- 今村真直 2005 「天龍川・飯田市川路治水史主年表－環境保全・発電ダムとの共存求めて70年－」
『伊那』第53-3号 伊那史学会
- 川村 宏 2007 「明治15年の天竜峽写真」『伊那』55-8号 伊那史学会